

江差町地域防災計画

《 資 料 編 》

令和5年3月

江差町防災会議

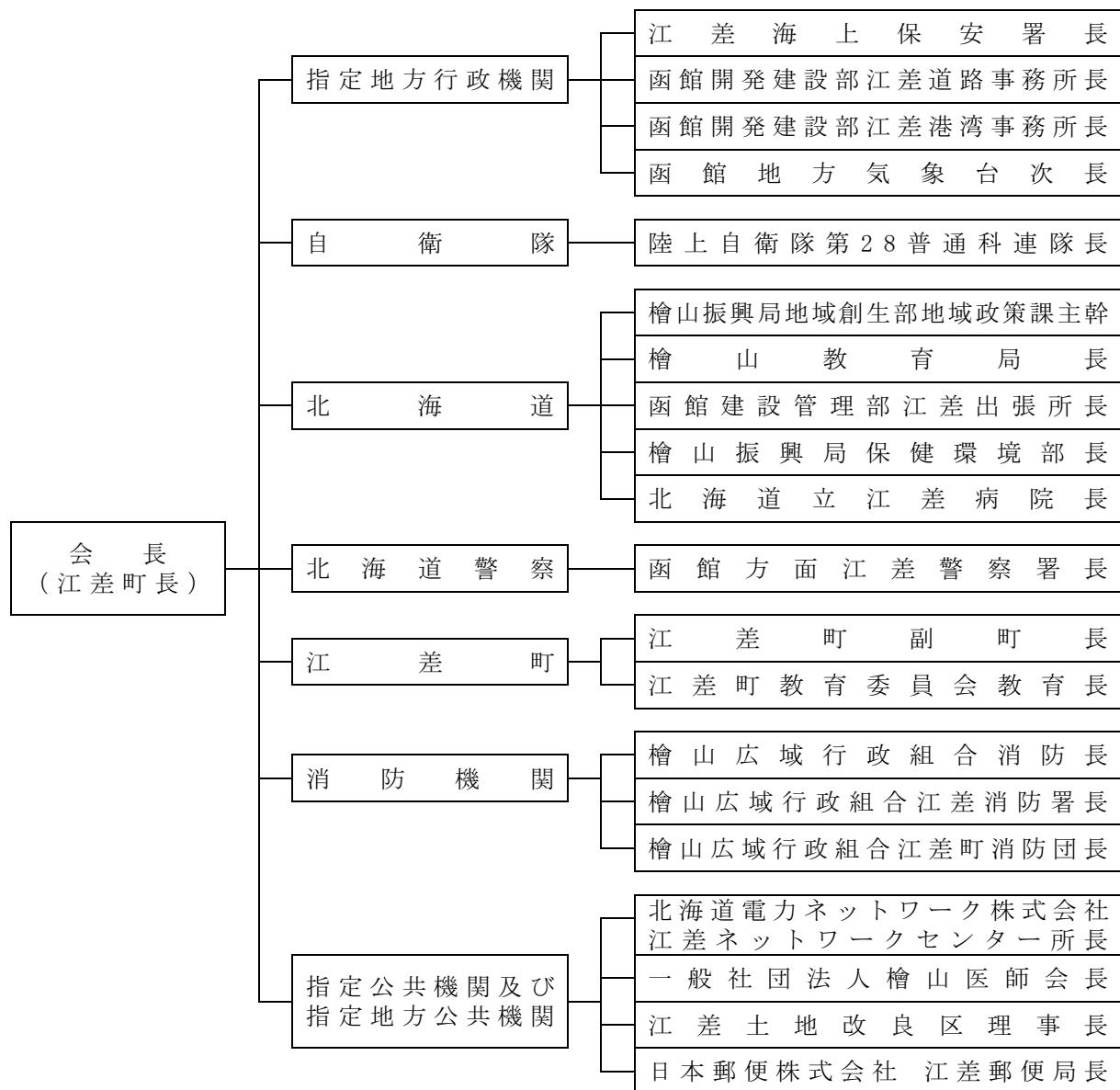
目次

〔防災組織〕	3
資料 1－1 江差町防災会議組織図	3
資料 1－2 災害情報連絡本部組織図	4
資料 1－3 災害対策連絡本部の各班事務分掌	5
資料 1－4 災害対策本部組織図	6
資料 1－5 災害対策本部の各班事務分掌	7
〔消防〕	11
資料 2－1 消防署員等一覧	11
資料 2－2 防火対象物	13
〔災害履歴・気象等に関する資料等〕	14
資料 3－1 月別平均値	14
資料 3－2 災害の概要	15
資料 3－3 警報・注意報発表基準一覧表	16
資料 3－4 地震被害想定算出結果	17
〔災害危険区域等〕	35
資料 4－1 洪水浸水想定区域	35
資料 4－2 津波災害警戒区域	37
資料 4－3 土砂災害（特別）警戒区域一覧	41
資料 4－4 山地災害危険地区一覧	44
資料 4－5 江差町大規模盛土造成地マップ	46
〔避難施設・物資等〕	47
資料 5－1 指定緊急避難場所一覧表	47
資料 5－2 指定避難所一覧表	48
資料 5－3 福祉避難所一覧表	50
資料 5－4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設	51
資料 5－5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	58
資料 5－6 江差町分区災害救助物資備蓄状況	61
〔応急・復旧〕	62
資料 6－1 事業別国庫負担等一覧	62

〔要綱・要領等〕	67
資料 7－1 北海道雪害対策実施要綱.....	67
資料 7－2 北海道融雪災害対策実施要綱.....	71
資料 7－3 避難情報の判断・伝達マニュアル.....	74
資料 7－4 江差町要支援者登録制度実施要綱.....	90
資料 7－5 災害情報等報告取扱要領.....	98
〔協定〕	108
資料 8－1 防災協定の締結状況.....	108
〔様式〕	110
資料 9－1 様式「罹災証明」	110
資料 9－2 様式「世帯構成員別被害状況」	111
資料 9－3 様式「物資購入（配分）計画表」	112
資料 9－4 様式「物資受払簿」	113
資料 9－5 様式「物資給与及び受領簿」	114

〔防災組織〕

資料 1-1 江差町防災会議組織図



資料 1-2 災害情報連絡本部組織図

本部長	町長
副本部長	副町長
対策部	



対策部	班	班長	班員
総務総括部 ◎総務課長	防災対策班	総務課主幹 (防災担当) (防災生活係長)	防災生活係
建設対策部 ◎建設水道課長	建設班	土木管理係長	土木管理係
経済対策部 ◎産業振興課長	産業班	産業振興課主幹	水産係 (水害のみ農務係長、農地係長)
住民対策部 ◎まちづくり推進課長	まちづくり班	まちづくり推進課主幹 (広報統計)	広報統計係
福祉対策部 ◎町民福祉課長 ○健康推進課長 ○高齢あんしん課長	福祉保健班	町民福祉課主幹 (高齢あんしん課主幹) (健康推進課主幹) (福祉子育て係長)	福祉子育て係 住民おもてなし係 健康推進係 国保医療係 介護保険係 高齢者支援係 地域包括支援係

※◎は正、○は副。

※経済対策部は、津波に関する情報が発表された場合のみ収集する。

資料 1-3 災害対策連絡本部の各班事務分掌

対策本部	所掌業務
総務総括部 (防災対策班)	(1) 気象情報の収集及び報告に関すること。 (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。 (3) 災害情報連絡本部の設置と運営に関すること。 (4) 被害情報の集約及び伝達に関すること。
建設対策部 (建設班)	(1) 河川、道路橋梁等の点検及び報告に関すること。 (2) 被害情報の収集と報告に関すること。
住民対策部 (まちづくり班)	(1) 気象情報・災害情報・避難情報の住民広報に関すること。 (2) 住民・報道機関からの問い合わせ等の対応に関すること。
福祉対策部 (保健福祉班)	(1) 避難行動要支援者等の要配慮者に対する避難支援等に関すること。
経済対策部 (産業班)	(1) 災害情報の収集及び報告に関すること。 (2) 気象情報・災害情報の広報に関すること。 (3) 漁業団体との連絡調整に関すること。 (4) 釣り人等、海辺などにいる人への避難広報に関すること。 (5) 農地・農作物の被害等に関すること。

資料 1-4 災害対策本部組織図

本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
対策部	



※◎は正、○は副。

対策部	班	班長	係
総務総括部 ◎総務課長 ○議会事務局長	総務班	総務課主幹 (総務係長)	総務係
	防災対策班	総務課主幹 (防災生活係長)	防災生活係 議会事務局
建設対策部 ◎建設水道課長	建設班	土木管理係長	土木管理係 都市計画係
	水道班	上水道係長	上水道係 下水道係
住民対策部 ◎まちづくり推進課長 ○財政課長 ○出納室長 ○税務課長	まちづくり班	まちづくり推進課主幹 (まちづくり推進係長)	まちづくり推進係 広報統計係
	財政班	財政課主幹 (財政係長)	住宅管財係 財政係
	税務班	課税係長	課税係 納税係
福祉対策部 ◎町民福祉課長 ○健康推進課 ○高齢あんしん課長	福祉保健班	町民福祉課主幹 (高齢あんしん課主幹) (健康推進課主幹) (福祉子育て係長)	福祉子育て係 住民おもてなし係 健康推進係 国保医療係 介護保険係 高齢者支援係 地域包括支援係
経済対策部 ◎産業振興課長 ○追分観光課長	産業班	産業振興課主幹 (農務係長)	農務係 林務係 水産係 商工係 農業委員会
	観光班	観光係長	観光係
			江差追分係
教育対策部 ◎学校教育課長 ○社会教育課長	学校教育班	学校教育課主幹 (総務係長)	総務係 学校教育係 給食センター
	社会教育班	社会教育課主幹 (社会教育係長)	社会教育係
			地域文化係
			図書係

資料 1-5 災害対策本部の各班事務分掌

1 総務総括部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
防災対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に関すること。 (2) 気象情報の収集及び報告に関すること。 (3) 災害情報の収集及び報告に関すること。 (4) 災害対策本部の設置及び本部内の運営に関すること。 (5) 本部員会議の庶務に関すること。 (6) 防災会議その他関係機関団体の連絡に関すること。 (7) 避難情報に関すること。 (8) 避難所の開設・運営の指示に関すること。 (9) 被害情報の収集及び報告に関すること。 (10) 災害情報の広報（緊急エリアメール、Lアラート、Yahoo！防災速報アプリ等）に関すること。 (11) 避難情報の広報（緊急エリアメール、Lアラート、Yahoo！防災速報アプリ等）に関すること。 (12) 通信機器及び広報手段の確保に関すること。 (13) 罷災証明書の発行に関すること。 (14) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (15) ヘリコプター輸送の要請に関すること。 (16) 災害時における防疫に関すること。 (17) ゴミ処理の対応に関すること。 (18) 衛生施設の復旧対策に関すること。 (19) その他各班に属しない事項に関すること。 	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の参集伝達に関すること。 (2) 各班の応援等、配置人員の調整に関すること。 (3) 災害対策本部内の連絡調整に関すること。 (4) 参集職員の食事の対応に関すること。 (5) 災害ボランティア等の支援に関すること。 (6) 関係機関団体に対する協力及び応援要請に関すること。 (7) 被害情報の集約及び伝達に関すること。 (8) 避難状況の集約及び伝達に関すること。 	

2 建設対策部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川・道路橋梁等の土木関係の点検及び報告に関すること。 (2) 被害情報の収集と報告に関すること。 (3) 河川・道路橋梁等の土木関係の応急対策・復旧に関するこ (4) 大雨時の河川の水位の監視に関すること。 (5) 道路橋梁の安全な通行の確保に関すること。 (6) 一般車両及び土木建設用機械等の確保に関すること。 (7) 被災建築物及び被災住宅の危険度判定に関すること。 (8) 都市施設災害復旧工事の調査、設計、施工監督及び検査に関するこ (9) 都市施設の被害調査及び応急対策に関するこ (10) 協定に基づくインフラ復旧要請に関するこ (11) 関係機関との連絡調整に関するこ 	○被災世帯の調査に関するこ（公営住宅）

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
水道班	(1) 上下水道設備の点検及び報告に関すること。 (2) 水道施設の災害対策及び被害調査並びに報告に関するこ と。 (3) 下水道施設の災害対策及び被害調査並びに報告に関する こと。 (4) 飲料水及び消火用水の確保に関すること。 (5) 生活用水の供給及び給水の実施に関すること。 (6) 水道施設の復旧に関するこ と。 (7) 下水道施設の復旧に関するこ と。 (8) 他班の応援に関するこ と。	○飲料水の供給に関するこ と

3 住民対策部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
まちづくり班	(1) 気象情報・災害情報・避難情報の住民広報に関するこ と。 (2) 住民・報道機関からの問い合わせ等の対応に関するこ と。 (3) 災害時の記録及び撮影に関するこ と。 (4) 行方不明者の捜索に関するこ と。 (5) 災害時における遺体の処理及び埋葬に関するこ と。 (6) 緊急を要する他の班との協力に関するこ と。 (7) 災害視察及び見舞者の接見に関するこ と。 (8) その他特命事項に関するこ と。	
財政班	(1) 災害時の輸送車両の確保と運行計画に関するこ と。 (2) 庁舎及び町有施設の機能の確保に関するこ と。 (3) 災害対策の予算及び決算に関するこ と。 (4) 災害対策の経理に関するこ と。 (5) 物品・資材の調達に関するこ と。 (6) 救援物資の調達に関するこ と。 (7) 衣料・生活必需品等の確保と供給に関するこ と。 (8) 町営住宅の管理及び応急修理並びに復旧に関するこ と。 (9) 応急仮設住宅の設置に関するこ と。 (10) 義援金の受付、配分及び輸送に関するこ と。 (11) 他班の応援に関するこ と。	○輸送に関するこ と ○被服、寝具その他生 活必需品の給与又は 貸与に関するこ と
税務班	(1) 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住家被害）の調査 に関するこ と（民間住宅）。 (2) 被災者名簿の作成に関するこ と。 (3) 被災者の税の減免に関するこ と。 (4) 他班の応援に関するこ と。	○被災世帯の調査に関するこ と

4 福祉対策部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
福祉保健班	<p>(1) 所管施設の状況確認に関すること。</p> <p>(2) 避難行動要支援者等の要配慮者に対する避難支援等に関すること。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設及び避難行動要支援者に対する気象情報・災害情報、避難情報の広報に関すること。</p> <p>(4) 避難所の設置・運営及び被災者の収容に関すること。</p> <p>(5) 保育園児の保護に関すること。</p> <p>(6) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。</p> <p>(7) 被災者に対する援護、相談に関すること。</p> <p>(8) 被災地の医薬品その他衛生材料の供給及び確保に関すること。</p> <p>(9) 災害時の医療、助産に関すること。</p> <p>(10) メンタルヘルスケアに関すること。</p> <p>(11) 被災地の防疫等環境衛生保持に関すること。</p> <p>(12) 被災地の健康管理に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設に関すること ○炊出しその他の食品の給与に関すること ○医療、助産に関すること

5 経済対策部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
産業班	<p>(1) 所管施設等の状況確認に関すること。</p> <p>(2) 農林水産物の防災及び技術対策に関すること。</p> <p>(3) 農林用資材の復旧に関すること。</p> <p>(4) 農家の罹災対策に関すること。</p> <p>(5) 農作物の病害虫防除に関すること。</p> <p>(6) 農産物及び農業施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>(7) 鶴ダムの水位状況の確認に関すること。</p> <p>(8) 農林団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 町有林の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>(10) 水産物及び水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>(11) 被害漁家の営漁指導に関すること。</p> <p>(12) 漁業団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 海岸の防災に関すること。</p> <p>(14) 海面の監視に関すること。</p> <p>(15) 釣り人等、海辺などにいる人への避難広報に関すること。</p> <p>(16) 海上輸送の要請に関すること。</p> <p>(17) 商工施設の被害調査に関すること。</p> <p>(18) 災害時の労務供給計画及びその実施に関すること。</p> <p>(19) 生活物資の流通対策に関すること。</p> <p>(20) 商工団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(21) 災害に関連した失業者の対策に関すること。</p> <p>(22) 他班の応援に関すること。</p>	
観光班	<p>(1) 所管施設等の状況確認に関すること。</p> <p>(2) 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>(3) 追分関連施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>(4) 民芸団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 観光客等の調査把握・情報提供・保護に関すること。</p> <p>(6) 他班の応援に関すること。</p>	

6 教育対策部

班	所掌業務	災害救助法に基づく救助事務
学校教育班	(1) 教育施設に対する災害情報、避難情報の広報に関すること。 (2) 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 (3) 災害時における学用品の給与に関すること。 (4) 児童・生徒の保護に関すること。 (5) 各学校との連絡調整に関すること。 (6) 給食施設の災害対策及び被害調査に関すること。 (7) 児童生徒の給食に関すること。 (8) 避難所の開設に関すること。 (9) 他班の応援に関すること。	○学用品の給付に関する事
社会教育班	(1) 所管施設の状況確認に関すること。 (2) 社会教育施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 (3) 文化財の保全に関すること。 (4) 図書館の災害対策及び被害調査に関すること。 (5) 図書の保全に関すること。 (6) 他班の応援に関すること。	

〔消防〕

資料 2-1 消防署員等一覧

1 消防署員

(令和5年2月1日現在)

区分	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
定員							23
実員	0	3	10	5	1	3	22

2 消防団員

(令和5年2月1日現在)

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2						3
第1分団			1	1	2	3	11	18
第2分団			1	1	2	3	8	15
第3分団			1	1	2	3	8	15
第4分団			1	1	2	3	8	15
第5分団			1	1	2	3	13	20
第6分団			1	1	2	3	12	19
第7分団			1	1	2	3	12	19
計	1	2	7	7	14	21	72	124

3 現有消防車両一覧

(令和5年2月1日現在)

配置地域	所管	車両種別	配置年月日
愛宕 ⇒ 櫻川	消防署	大型タンク車	平成5年12月
		高規格救急車	平成27年11月
		高規格救急車	令和3年9月
		司令車	平成13年6月
	第1分団	大型タンク車	平成20年11月
		小型動力ポンプ付積載車	平成29年10月
		輸送車	平成5年11月
		普通ポンプ車	平成11年9月
大潤町 ⇒ 柳崎町	第5分団	普通ポンプ車	平成29年11月
中網 ⇒ 鰐川	第6分団	普通ポンプ車	平成9年10月
水堀 ⇒ 五厘沢	第7分団	大型タンク車	平成14年2月

4 消防水利

単位：基

(令和5年2月1日現在)

区分	合計	消火栓		防火水槽			
		公設	私設	公設		私設	
				40m³以上	40m³未満	40m³以上	40m³未満
準市街地	158	119	8	20	5	6	0
その他の地域	50	36	0	13	1	0	0
合計	208	155	8	33	6	6	0

準市街地	消火栓	防火水槽	その他の地域	消火栓	防火水槽
豊川町	11	(1)	榎川町	1	
新栄町	5		大瀬町	2	
愛宕町	3	1	水堀町	8	4
中郷町	9	2	五厘沢町	2	1
姥神町	7	1	越前町	5	2
津花町	3		中網町	3	1
茂尻町	8	1	小黒部町	5	2
橋本町	3	0	朝日町	4	2
上野町	1	2	鰐川町	6	2
本町	6	1			
新地町	3	2			
緑丘	1	1			
円山	5	3			
陣屋町	8	2			
海岸町	2				
南浜町	6	2			
柏町	3	2			
南が丘	12 (2)	1 (1)			
砂川	1 (2)				
泊町	3 (1)				
尾山町	4				
田沢町	4				
伏木戸町	4	3 (4)			
柳崎町	7 (3)	1			
計	119 (8)	25 (6)	計	36	14

() は私設消火栓と私設防火水槽

資料2-2 防火対象物

(令和4年4月1日現在)

防火対象物区分			指法十七条で 指定するもの (消防設備)	指法八条で 指定するもの (防火管理 者選任)	指法八条の二の二 で (防火対象物)	防火管理 者選任状況	消防計画 届出状況
(1)	イ	劇場・映画館	1	1	1	1	1
	ロ	公会堂・集会場	21	21	6	21	21
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール等	1	1	0	1	1
(3)	ロ	飲食店	6	5	0	5	5
(4)		百貨店・店舗等	21	17	6	17	17
(5)	イ	旅館・ホテル等	8	7	1	7	7
	ロ	共同住宅・寄宿舎等	102	9		9	9
(6)	イ (1)	病院・診療所等	2	2	1	2	2
	イ (3)	病院・診療所等	1	1	0	1	1
	イ (4)	病院・診療所等	2	0	0	0	0
	ロ (1)	老人短期入所施設等(高齢者)	4	4	0	4	4
	ロ (5)	障害者支援施設等(障がい者)	3	3	0	3	3
	ハ (1)	老人デイサービスセンター等(高齢者)	5	4	1	4	4
	ハ (3)	助産施設・保育所等(児童)	5	4	0	4	4
	ハ (5)	障害者支援施設等(障がい者)	34	4	0	4	4
	ニ	幼稚園・特別支援学校	0	0	0	0	0
(7)		小・中・高・大学校等	6	6		6	6
(8)		図書館・博物館等	1	1		1	1
(9)	ロ	一般公衆浴場	3	0		0	0
(10)		車両停車場、船舶・航空機の発着場	1	0		0	0
(11)		神社・寺院・教会等	15	12		12	12
(12)	イ	工場・作業所	30	0		0	0
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	11	0		0	0
(14)		倉庫	29	0		0	0
(15)		事業所・官公署等	43	18		18	18
(16)	イ	複合用途(特定用途を有する)	20	14	2	13	13
	ロ	複合用途(特定用途を有しない)	10	1		1	1
(17)		重要文化財建造物	3	2		2	2
計			388	137	18	136	136

〔災害履歴・気象等に関する資料等〕

資料 3-1 月別平均值

要素	気圧		降水量		気温		蒸気圧		相対湿度		風向・風速		日照時間		金天日射量		雪		豪雨量		大気現象		
	現地平均 (hPa)	海面平均 (hPa)	合計 (mm)	平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)	平均 (hPa)	平均 (%)	平均 (m/S)	最多風向	合計 (時)	平均 (M/J/m ²)	合計 (cm)	平均 (cm)	最深積雪 (cm)	合計 (cm)	平均 (cm)	雪日数	霧日数	雷日数	豪雨量	雪量	大気現象
統計計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	2007～ 2020	2007～ 2020	2007～ 2020	2007～ 2020	2007～ 2020	1991～ 2007											
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	2007	2007	2007	2007	2007	17
1月	1012.8	1014.4	84.9	-0.6	1.8	-3.3	4.0	67	7.0	西北西	34.9	///	77	13	19	9.2@	27.8	0.0	0.6@				
2月	1013.3	1014.9	68.4	-0.2	2.3	-3.0	4.1	67	6.7	西北西	57.5	///	60	12	24	8.9@	24.5	0.2	0.2@				
3月	1012.7	1014.3	63.6	2.9	5.8	-0.3	5.1	66	5.8	西北西	123.3	///	26	9	13	7.9@	19.1	0.1	0.5@				
4月	1011.4	1013.0	74.7	7.7	11.1	4.2	7.4	70	4.4	南西	169.9	///	1	1	1	7.1@	5.5	0.2	0.8@				
5月	1009.7	1011.2	98.0	12.3	15.8	8.9	10.9	77	3.2	南西	179.3	///	---	---	---	7.3@	0.0	1.8	0.7@				
6月	1007.7	1009.2	78.6	16.4	19.8	13.5	15.0	80	2.5	南西	163.4	///	---	---	---	7.7@	0.0	1.6	0.8@				
7月	1007.0	1008.5	126.4	20.6	23.8	18.0	20.1	82	2.6	南西	138.5	///	---	---	---	8.2@	0.0	3.8	1.1@				
8月	1008.5	1009.9	167.0	22.6	25.9	19.7	22.0	80	2.7	東	165.1	///	---	---	---	7.6@	0.0	0.6	1.6@				
9月	1011.9	1013.4	135.6	19.5	23.0	15.9	17.1	74	3.1	東	162.3	///	---	---	---	7.2@	0.0	0.0	1.8@				
10月	1014.9	1016.4	105.5	13.7	17.1	9.8	11.0	69	4.4	北西	138.4	///	---	---	---	7.1@	0.6	0.0	3.1@				
11月	1015.5	1017.0	118.6	7.5	10.4	4.1	7.2	67	6.2	西北西	65.6	///	6	3	2	8.4@	11.4	0.1	2.4@				
12月	1013.9	1015.5	109.5	1.6	4.3	-1.1	4.8	67	7.2	西北西	33.1	///	49	11	13	9.1@	25.2	0.0	0.8@				
年	1011.6	1013.1	1230.7	10.3	13.4	7.2	10.7	72	4.7	西北西	1431.2	///	219	16	26	8.0@	115.7	8.6	14.4@				

「@」の付いた値は、参考値です。

国・十・交・通・省・気・象・庁・「江・差・平・年・値・(年・月・ご・との・値)・主・な・要・素・」より

資料3-2 災害の概要

年度	災害の種別	人		建物		耕地		土木関係				その他	備考	
		死者	傷者	全壊 (流出)	半壊 (床上浸水)	田 ha	畠 ha	道路 ヶ所	河川 ヶ所	橋 ヶ所	林道 ヶ所			
S. 30	大雨			6	36	22		4	1	6	2			
S. 34	台風14号		2	12	315			1						
S. 36	大雨・台風14号			70	48	12	21	10	4	1				
S. 37	台風9・10号			10	35	6	3	8	1	7				
S. 40	台風23・24号			64	1			2	5		1			
S. 42	大雨		1	1	2	34			6	15	1	崖崩れ9		
S. 45	融雪・台風9号			12	1			30	20	4				
S. 47	融雪・台風20号			29	292	157		5	14	2				
S. 48	大雨				140	30								
S. 50	大雨			7	101	1	28	20	4					
S. 52	融雪							10	3					
S. 53	大雨			3										
S. 56	大雨・台風24号		2		180									
S. 57	大雨			8					2					
S. 58	地震・津波			5		26						漁港1・漁船3	日本海中部地震	
S. 59	地面現象											地滑り1		
S. 60	大雨							1						
S. 62	低気圧			18	440	139						漁船41		
H. 2	台風14・19号			2				3				崖崩れ5		
H. 4	台風19号							1	2					
H. 5	地震		6		25	11	20	23	5	1		港湾・漁港 公共施設等多数	北海道南西沖地震	
H. 7	大雨		1	3	355	123	40	9	8	1	2	被害多数	総雨 296mm 日雨 174mm	
H. 8	大雨			1	33			2	3			崖崩れ3		
H. 9	大雨				8	135	40	7	9				総雨 307mm 日雨 105mm	
H. 10	大雨			1	1	50	21	3	14	1	1		総雨 170mm 日雨 170mm	
H. 11	台風18号				3							営農・公共施設被害	最大瞬間風速39m/s	
H. 12	低気圧							1	3				総雨 216mm 日雨 74mm	
H. 15	台風10号											農業用施設被害	総雨 135mm 日雨 108mm	
H. 16	台風18号		1		317	157						営農・公共施設被害	最大瞬間風速43m/s	
H. 20	大雨				0.8	229	2						総雨 183mm 日雨29.5mm	
H. 21	大雨					11							総雨 94mm 日雨 57mm	
H. 22	大雨				3	57	12	9				崖崩れ6	総雨204mm 日雨109.5mm	
H. 24	低気圧											農業用施設被害	最大瞬間風速31.2m/s	
H. 25	低気圧											防波堤被害	最大瞬間風速31.4m/s	
H. 26	大雨					18		1					総雨1 0 5 . 5mm 日雨55.5mm	
H. 26	大雨											落石1	総雨116mm 日雨78.5mm	
H. 27. 4	低気圧											農業用施設被害 社会教育施設被害	最大瞬間風速 22.9m/s	
H. 27. 10	低気圧		1										最大瞬間風速28.4m/s	
H. 28. 1	地震							1				水道管1	震度3 マグニチュード6.7	
H. 28. 2	低気圧			2	一部破損								農業用施設被害12 道路標識1	最大瞬間風速32.1m/s
H. 28. 4	低気圧			1	一部破損		0.02						農業用施設被害17	最大瞬間風速33.6m/s
H. 28. 8	台風10号					63	16						社会教育施設被害 停電1,490戸	最大瞬間風速26.1m/s 日雨56.0mm
H. 29. 9	台風18号					17							水産被害 (サケ定置網への支障)	最大瞬間風速28.4m/s 日雨33.5mm
H. 30. 9	胆振東部地震												水産施設被害1 停電 5,120戸	町内全戸停電
R. 1. 10	暴風			2	一部破損								農業用施設被害3	最大瞬間風速 30.0m/s
R. 2. 11	暴風			1	一部破損								非住家被害3	最大瞬間風速 34.0m/s
R. 3. 1	暴風雪			1	一部破損								社会教育施設被害5 社会福祉施設1	最大瞬間風速 38.7m/s
R. 3. 2	暴風雪			1										最大瞬間風速 31.5m/s
R. 4. 2	暴風雪												営農施設被害13	最大瞬間風速 28.6m/s
R. 4. 6	大雨					10.0	41.2						避難指示 水堀町・越前町 中綱町・小黒部町	日雨72.0mm

資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 函館地方気象台

江 差 町	府県予報区	渡島・檜山地方				
	一次細分区域	檜山地方				
	市町村等をまとめた地域	檜山南部				
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指基準 土壤雨量指基準	13 134			
	洪水	流域雨量指基準	厚沢部川流域=42, 鰯川流域=6, 田沢川流域=7, 泊川流域=6, 豊部内川流域=9			
		複合基準 ¹	鰯川流域=(10, 5.2), 田沢川流域=(6, 6.3), 泊川流域=(6, 5.9), 豊部内川流域=(5, 8.9)			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	暴風	平均風速	陸上 海上	20m/s 25m/s		
		平均風速	陸上 海上	20m/s 雪による視程障害を伴う 25m/s 雪による視程障害を伴う		
	暴風雪					
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.2m			
注意 報	大雨	表面雨量指基準 土壤雨量指基準	8 79			
		流域雨量指基準	厚沢部川流域=33.6, 鰯川流域=4.8, 田沢川流域=5.6, 泊川流域=4.8, 豊部内川流域=7.2			
	洪水	複合基準 ¹	厚沢部川流域=(6, 26.9), 鰯川流域=(6, 3.8), 田沢川流域=(6, 5.6), 泊川流域=(5, 4.8), 豊部内川流域=(5, 7.2)			
		指定河川洪水予報による基準	—			
		平均風速	陸上 海上	13m/s 18m/s		
	強風		陸上 海上	13m/s 雪による視程障害を伴う 18m/s 雪による視程障害を伴う		
	平均風速	陸上 海上	13m/s 雪による視程障害を伴う 18m/s 雪による視程障害を伴う			
		風雪				
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm			
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	0.8m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計				
	濃霧	視程	陸上	200m		
			会場	500m		
	乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%				
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上				
	低温	通年: (平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続				
	霜	最低気温3℃以下				
	着氷	船体着氷: 水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上				
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指基準、流域雨量指基準) の組み合わせによる基準値を表しています。

資料3-4 地震被害想定算出結果

江差町の地震被害想定結果		32. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ7km、モデル30_5）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.4	4.4	4.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C（箇所）	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	0棟	0棟	0棟
	揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	0棟	0棟	0棟
	液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人
		断水世帯数（1日後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人
		断水世帯数（2日後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁（15m以上）の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		33. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端深さ3km、モデル30_2) の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度C (箇所)	86箇所	86箇所	86箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	0棟	0棟	0棟
	揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	0棟	0棟	0棟
	液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	3箇所	3箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
	害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		34. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度C（箇所）	86箇所	86箇所	86箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	0棟	0棟	0棟
	揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	0棟	0棟	0棟
	液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	0人	0人	0人
	揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
	揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	0人	0人	0人
	火災による重傷者数	0人	0人	0人
	火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
	下水道の被害	復旧日数(人員1/4)	—	—
		被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
(8)交通施設被害	復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	4箇所	4箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある				
※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		35. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_5）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.4	4.4	4.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C（箇所）	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		36. 黒松内低地断層帯（モデル30_5）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度B（箇所）	3箇所	3箇所	3箇所
	崩壊危険度C（箇所）	83箇所	83箇所	83箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	7人	7人
		避難所外避難者数	4人	4人
		避難者数計	10人	10人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	8世帯	8世帯
		※断水人口(直後)	17人	17人
		断水世帯数(1日後)	8世帯	8世帯
		※断水人口(1日後)	17人	17人
		断水世帯数(2日後)	7世帯	7世帯
		※断水人口(2日後)	16人	16人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km未満	0.1km未満
		機能支障世帯数	3世帯	3世帯
		※機能支障人口	7人	7人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		37. 黒松内低地断層帯 (モデル45_3) の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.2	5.2	5.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度B (箇所)	3箇所	3箇所	3箇所
	崩壊危険度C (箇所)	83箇所	83箇所	83箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	5人	5人
		避難所外避難者数	3人	3人
		避難者数計	8人	8人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	6世帯	6世帯
		※断水人口 (直後)	12人	12人
		断水世帯数(1日後)	6世帯	6世帯
		※断水人口 (1日後)	13人	13人
		断水世帯数(2日後)	6世帯	6世帯
		※断水人口 (2日後)	12人	12人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km未満	0.1km未満
		機能支障世帯数	3世帯	3世帯
		※機能支障人口	7人	7人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	11箇所	11箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		38. 黒松内低地断層帯（モデル45_4）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度B（箇所）	2箇所	2箇所	2箇所
	崩壊危険度C（箇所）	84箇所	84箇所	84箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	1人	1人
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満
		避難者数計	2人	2人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人	1人
		断水世帯数(1日後)	1世帯	1世帯
		※断水人口(1日後)	3人	3人
		断水世帯数(2日後)	1世帯	1世帯
		※断水人口(2日後)	2人	2人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.1km未満	0.1km未満
		機能支障世帯数	3世帯	3世帯
		※機能支障人口	6人	6人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	9箇所	9箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		39. 函館平野西縁断層帯（モデル45_2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.8	5.8	5.8
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	7箇所	7箇所	7箇所
	崩壊危険度B（箇所）	26箇所	26箇所	26箇所
	崩壊危険度C（箇所）	54箇所	54箇所	54箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	5棟	5棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	4棟	4棟
		半壊棟数	9棟	9棟
	計	全壊棟数	4棟	4棟
(5) 火災被害		半壊棟数	14棟	14棟
		全出火件数	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	焼失棟数	1棟未満	1棟未満
		揺れによる死者数	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	4人	1人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人	1人未満
(7) ライフライン被害		軽傷者数	4人	2人
	上水道の被害	避難者数	233人	233人
		避難所外避難者数	125人	125人
		避難者数計	358人	358人
		被害箇所数	8箇所	8箇所
(8) 交通施設被害	下水道の被害	断水世帯数(直後)	457世帯	457世帯
		※断水人口(直後)	976人	976人
		断水世帯数(1日後)	276世帯	276世帯
		※断水人口(1日後)	588人	588人
		断水世帯数(2日後)	264世帯	264世帯
		※断水人口(2日後)	562人	562人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	主要な道路の被害	被害延長(km)	0.5km	0.5km
	その他の道路の被	機能支障世帯数	51世帯	51世帯
	橋梁(15m以上)の被	※機能支障人口	109人	109人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
	橋梁(15m未満)の被	復旧日数(人員1/4)	—	—
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		40. 函館平野西縁断層帯（モデル45_3）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.8	5.8	5.8
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所
	崩壊危険度B（箇所）	27箇所	27箇所	27箇所
	崩壊危険度C（箇所）	54箇所	54箇所	54箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数 半壊棟数	1棟未満 5棟	1棟未満 5棟
	液状化による建物被害	全壊棟数 半壊棟数	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数 急傾斜地崩壊による半壊棟数	4棟 9棟	4棟 9棟
	計	全壊棟数 半壊棟数	4棟 14棟	4棟 14棟
(5) 火災被害		全出火件数 炎上出火件数 焼失棟数	1件未満 1件未満 1棟未満	1件未満 1件未満 1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数 揺れによる重傷者数 揺れによる軽傷者数	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数 急傾斜地崩壊による重傷者数 急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満 1人 4人	1人未満 1人未満 2人
	火災被害による人的被害	火災による死者数 火災による重傷者数 火災による軽傷者数	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満
	計	死者数 重傷者数 軽傷者数	1人未満 1人 4人	1人未満 1人未満 2人
	避難者数	避難所生活者数 避難所外避難者数 避難者数計	240人 129人 370人	240人 129人 370人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数 断水世帯数(直後) ※断水人口(直後)	8箇所 451世帯 962人	8箇所 451世帯 962人
		断水世帯数(1日後) ※断水人口(1日後)	274世帯 584人	274世帯 584人
		断水世帯数(2日後) ※断水人口(2日後)	262世帯 559人	262世帯 559人
		復旧日数(人員1/2) 復旧日数(人員1/4)	— —	— —
	下水道の被害	被害延長(km) 機能支障世帯数 ※機能支障人口	0.3km 37世帯 78人	0.3km 37世帯 78人
		復旧日数(人員1/2) 復旧日数(人員1/4)	— —	— —
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	19箇所	19箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数 通行支障箇所数	1箇所未満 1箇所未満	1箇所未満 1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数 通行支障箇所数	1箇所未満 1箇所未満	1箇所未満 1箇所未満
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		44. 西札幌背斜に関連する断層の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	3.8	3.8	3.8
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C(箇所)	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
		—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある			
	※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			

江差町の地震被害想定結果		45. 月寒背斜に関連する断層の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.4	4.4	4.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C(箇所)	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
		—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある			
	※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			

江差町の地震被害想定結果		46. 野幌丘陵断層帯 (モデル45_1) の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.4	4.4	4.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C (箇所)	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口 (2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
		—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある			
	※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない			

江差町の地震被害想定結果		49. 三陸沖北部の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.7	5.7	5.7
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所
	崩壊危険度B(箇所)	25箇所	25箇所	25箇所
	崩壊危険度C(箇所)	55箇所	55箇所	55箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	3棟	3棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	4棟	4棟
		半壊棟数	9棟	9棟
	計	全壊棟数	4棟	4棟
		半壊棟数	13棟	13棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人	1人未満
		軽傷者数	4人	1人
	火災被害による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人	1人未満
		軽傷者数	4人	2人
	避難者数	避難所生活者数	200人	200人
		避難所外避難者数	108人	108人
		避難者数計	307人	307人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	7箇所	7箇所
		断水世帯数(直後)	408世帯	408世帯
		※断水人口(直後)	870人	870人
		断水世帯数(1日後)	242世帯	242世帯
		※断水人口(1日後)	516人	516人
		断水世帯数(2日後)	231世帯	231世帯
		※断水人口(2日後)	493人	493人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.4km	0.4km
		機能支障世帯数	39世帯	39世帯
		※機能支障人口	84人	84人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	19箇所	19箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		50. 北海道北西沖（モデルNo.2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度（評価単位最大）	4.7	4.7	4.7
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度C（箇所）	86箇所	86箇所	86箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数（直後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（直後）	0人	0人
		断水世帯数（1日後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（1日後）	0人	0人
		断水世帯数（2日後）	0世帯	0世帯
		※断水人口（2日後）	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—
	下水道の被害	被害延長（km）	0km	0km
(8) 交通施設被害		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数（人員1/2）	—	—
		復旧日数（人員1/4）	—	—
	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	4箇所	4箇所
橋梁（15m以上）の被	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁（15m未満）の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		51. 北海道北西沖（モデルNo. 5）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.2	4.2	4.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度B（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所
	崩壊危険度C（箇所）	87箇所	87箇所	87箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟
		半壊棟数	0棟	0棟
(5) 火災被害	全出火件数	0件	0件	0件
	炎上出火件数	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	火災被害による人的被害	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	計	死者数	0人	0人
		重傷者数	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人
		避難者数計	0人	0人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		52. 北海道南西沖（モデルNo. 2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.2	6.2	6.2
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	17箇所	17箇所	17箇所
	崩壊危険度B（箇所）	29箇所	29箇所	29箇所
	崩壊危険度C（箇所）	41箇所	41箇所	41箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	5棟	5棟
		半壊棟数	32棟	32棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	6棟	6棟
		半壊棟数	15棟	15棟
	計	全壊棟数	12棟	12棟
		半壊棟数	48棟	48棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	3人	2人
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人	1人未満
		重傷者数	2人	1人未満
		軽傷者数	6人	2人
	火災被害による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人	1人未満
		重傷者数	2人	1人未満
		軽傷者数	10人	4人
	避難者数	避難所生活者数	731人	731人
		避難所外避難者数	393人	393人
		避難者数計	1,124人	1,124人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	31箇所	31箇所
		断水世帯数(直後)	2,050世帯	2,050世帯
		※断水人口(直後)	4,371人	4,371人
		断水世帯数(1日後)	1,216世帯	1,216世帯
		※断水人口(1日後)	2,593人	2,593人
		断水世帯数(2日後)	1,177世帯	1,177世帯
		※断水人口(2日後)	2,509人	2,509人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.6km	0.6km
		機能支障世帯数	66世帯	66世帯
		※機能支障人口	140人	140人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所
	その他の道路の被	被害箇所数	24箇所	24箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	3箇所	3箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

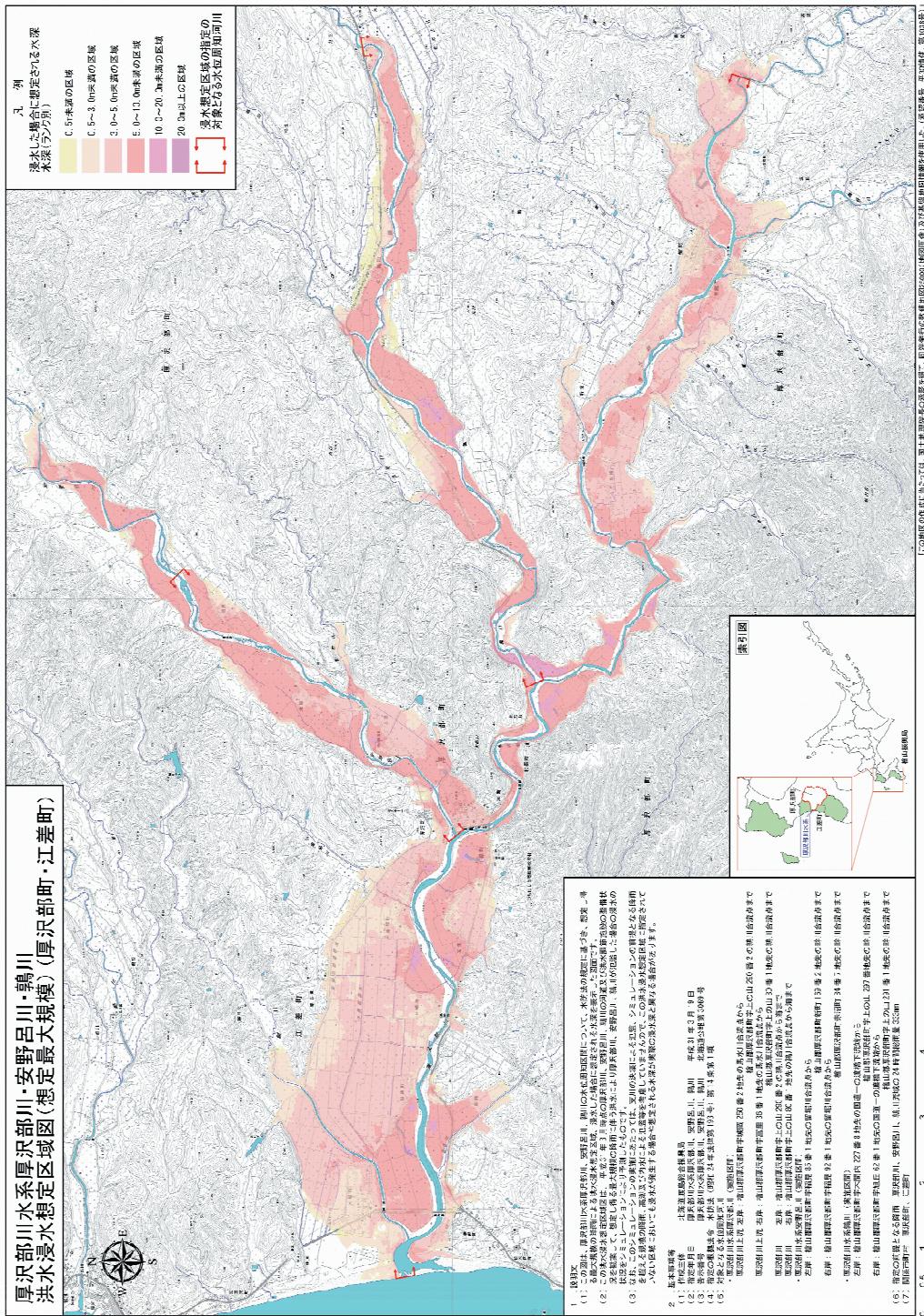
江差町の地震被害想定結果		53. 北海道留萌沖（走向N193° E、モデルNo. 1）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度B（箇所）	11箇所	11箇所	11箇所
	崩壊危険度C（箇所）	75箇所	75箇所	75箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	2棟	2棟
				2棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	62人	62人
		避難所外避難者数	34人	34人
		避難者数計	96人	96人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所
		断水世帯数(直後)	137世帯	137世帯
		※断水人口（直後）	292人	292人
		断水世帯数(1日後)	81世帯	81世帯
		※断水人口（1日後）	173人	173人
		断水世帯数(2日後)	76世帯	76世帯
		※断水人口（2日後）	163人	163人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	23世帯	23世帯
		※機能支障人口	49人	49人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	14箇所	14箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

江差町の地震被害想定結果		54. 北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo. 2）の地震		
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所
	崩壊危険度B（箇所）	6箇所	6箇所	6箇所
	崩壊危険度C（箇所）	80箇所	80箇所	80箇所
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟	1棟
(5) 火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	32人	32人
		避難所外避難者数	17人	17人
		避難者数計	49人	49人
(7) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所
		断水世帯数(直後)	64世帯	64世帯
		※断水人口(直後)	136人	136人
		断水世帯数(1日後)	42世帯	42世帯
		※断水人口(1日後)	89人	89人
		断水世帯数(2日後)	39世帯	39世帯
		※断水人口(2日後)	83人	83人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	23世帯	23世帯
		※機能支障人口	48人	48人
		復旧日数(人員1/2)	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—
		—	—	—
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被	被害箇所数	13箇所	13箇所
	橋梁(15m以上)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被	不通箇所数	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

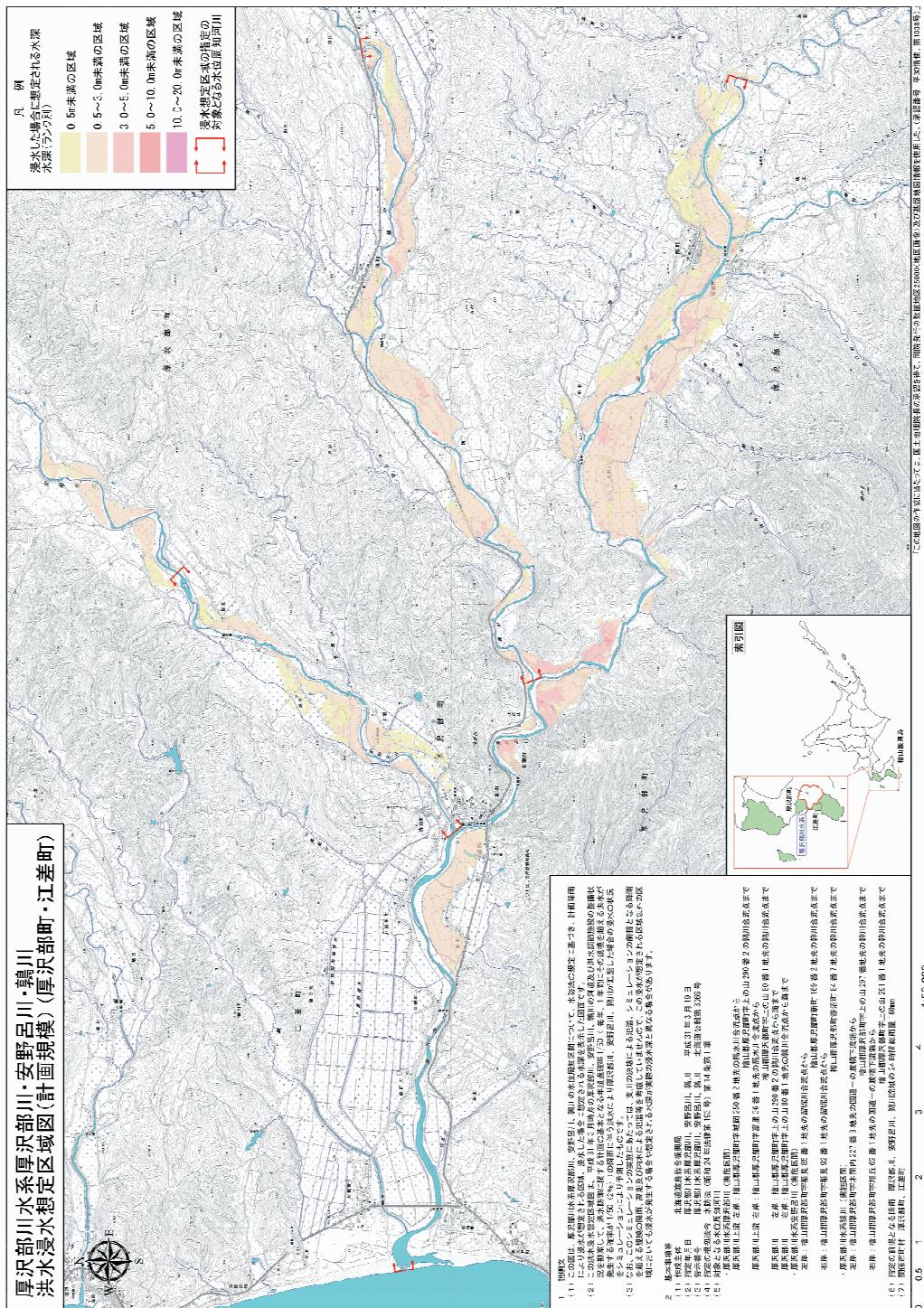
〔災害危険区域等〕

資料 4-1 洪水浸水想定区域

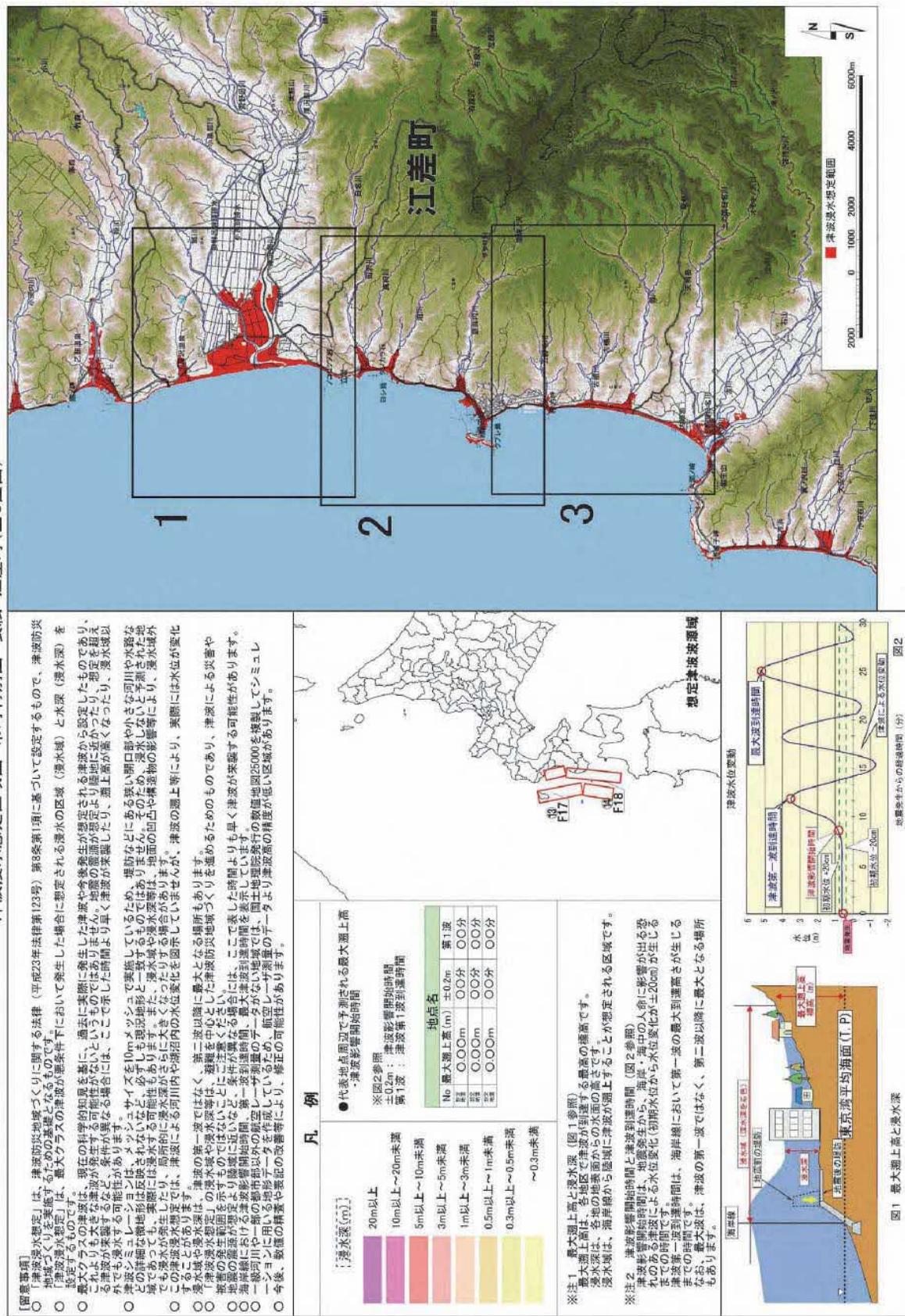
1 厚沢部川水系厚沢部川（想定最大規模）



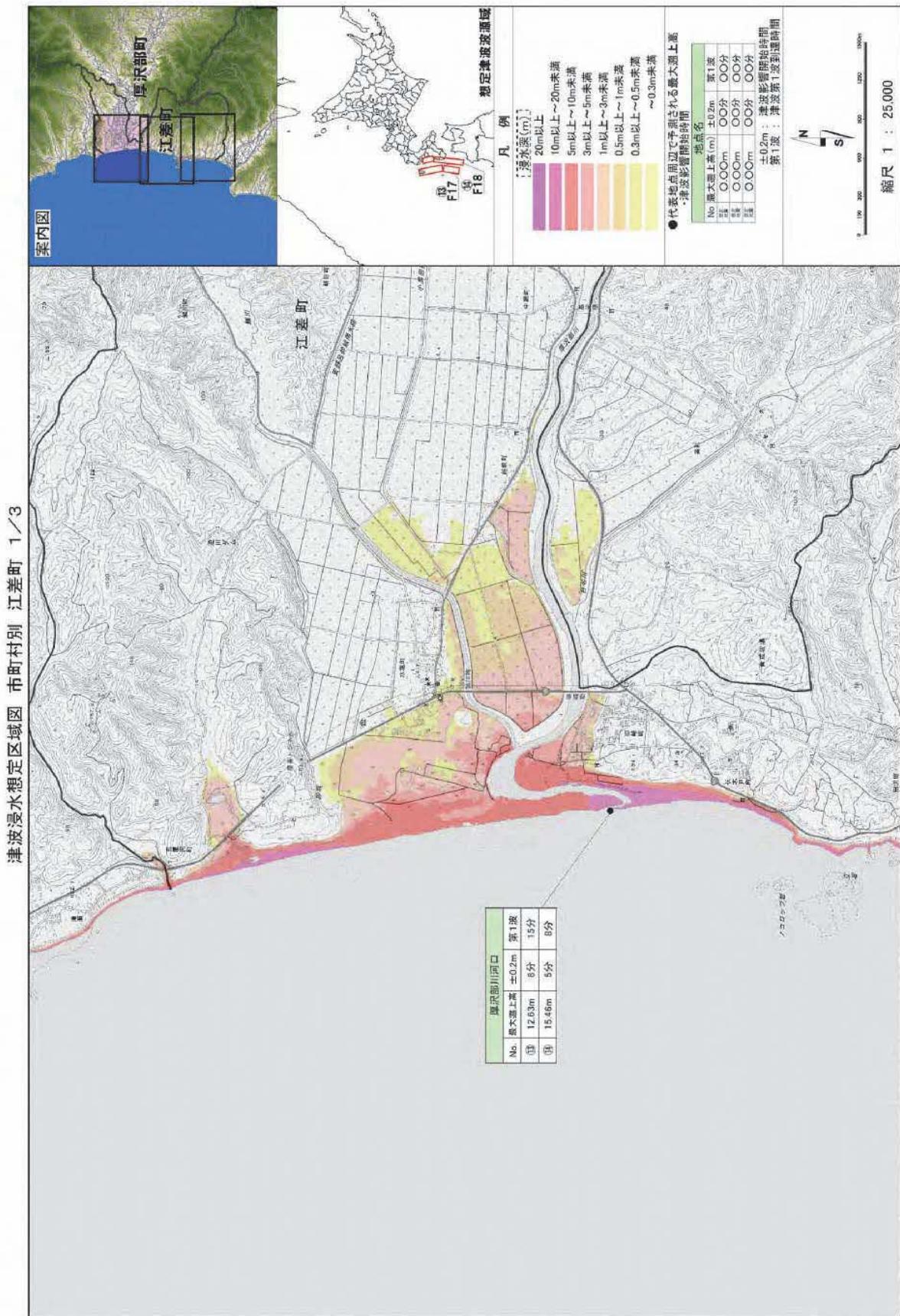
2 厚沢部川水系厚沢部川（計画規模）

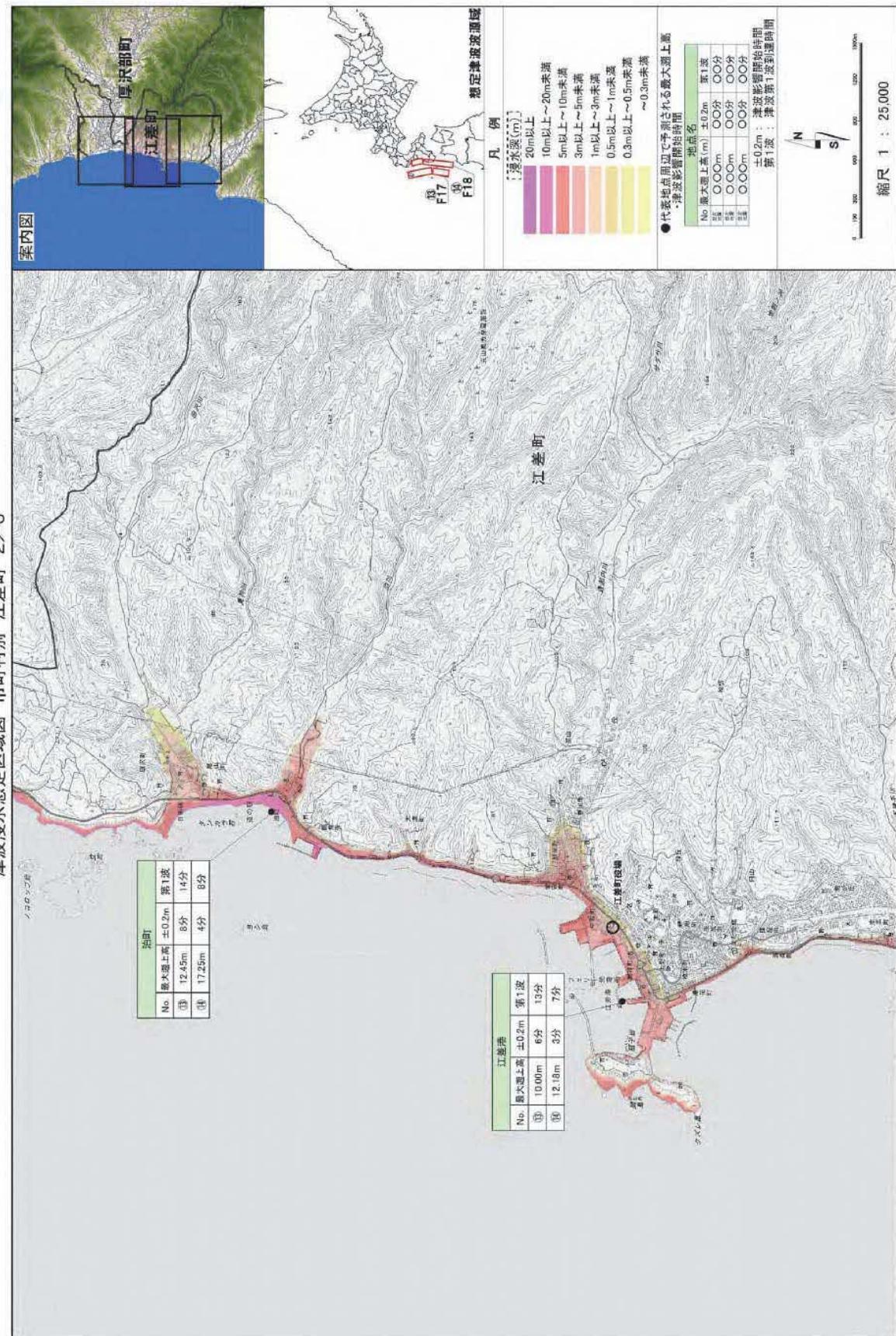


資料 4-2 津波災害警戒区域

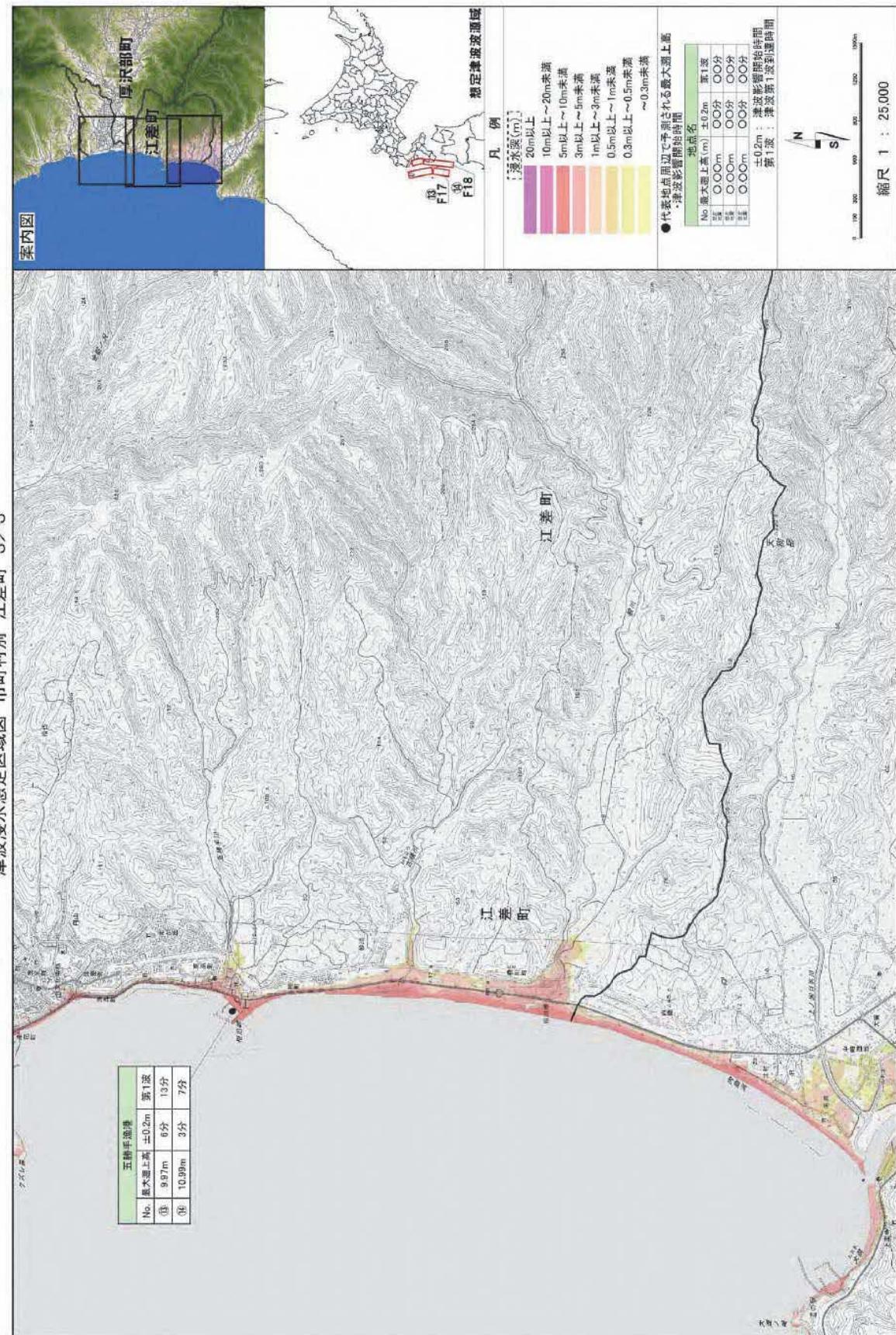


「この地図の作成に当たつては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平20清便、第557号)」





「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情便、第557号)」



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000及び基盤地図情報を使用しました。(承認番号 平26情使、第557号)」

資料4-3 土砂災害(特別)警戒区域一覧

1 土石流

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
江差町字泊町	泊左沢川	I-24-0930	令和4年3月29日	○	-
江差町字伏木戸町	津村の沢川	I-24-0900	令和4年3月29日	○	-
江差町字伏木戸町	海岸沢	I-24-0910	令和4年3月29日	○	-
江差町字泊町	港沢川	I-24-0940	令和4年3月29日	○	○
江差町字田沢町	田沢2の沢川	III-24-002	令和4年3月29日	○	-
江差町字愛宕町,字東山	愛宕6の沢川	III-24-005	令和4年2月25日	○	-
江差町字桧岱	檜岱9の沢川	III-24-004	令和4年2月25日	○	-
江差町字東山,字豊川町	老人ホームの沢	I-24-0990	令和4年2月25日	○	○
江差町字緑丘	緑ヶ丘沢川	I-24-1050	令和2年3月31日	○	-
江差町字朝日町	フジシマの沢川	II-24-0730	平成30年7月20日	○	○
江差町鰐川	伊藤の沢川	I-24-0670	平成30年7月20日	○	○
江差町字鰐川町	佐藤の沢川	II-24-0710	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	大野の沢川	II-24-0720	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	奥田の沢川	II-24-0650	平成30年7月20日	○	-
江差町字朝日町	朝日神社の沢川	I-24-0750	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	栗田の沢川	II-24-0700	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	沢口1の沢川	II-24-0640	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	沢口2の沢川	II-24-0660	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	沢田1の沢川	II-24-0680	平成30年7月20日	○	-
江差町字鰐川町	沢田2の沢川	II-24-0690	平成30年7月20日	○	-
江差町字朝日町	菅野の沢川	II-24-0740	平成30年7月20日	○	○
江差町字鰐川町	須原の沢川	II-24-0630	平成30年7月20日	○	-
江差町字大潤町	大潤川	I-24-0960	平成28年3月29日	○	-
江差町字大潤町	大潤川北の沢	I-24-0961	平成28年3月29日	○	○
江差町田沢	学校沢	I-24-0920	平成28年3月29日	○	-
江差町中歌	役場沢川	I-24-1040	平成24年11月30日	○	-
江差町	新栄町右沢川	I-24-0970	平成23年3月29日	○	-
江差町	新栄町沢川	I-24-0980	平成23年3月29日	○	-
江差町	茂尻川	I-24-1060	平成23年3月29日	○	-
江差町	陣屋左沢川	I-24-1070	平成23年3月29日	○	○
江差町字大潤町	大潤1の沢川	I-24-0950	平成22年2月23日	○	-
江差町字東山	東山7の沢川	III-24-003		○	○
江差町字桧岱	桧岱川	II-24-1000		○	-
江差町桧岱	豊部内1号沢川	I-24-1020		○	-
江差町豊川	豊部内2号沢川	I-24-1010		○	○
江差町字榎川町	金津の沢川	I-24-1080		○	-

2 急傾斜地の崩壊

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
江差町字南浜町	江差南浜2	II-2-274-1057	令和4年5月24日	○	○
江差町字南浜町	江差南浜3	I-2-393-1431	令和4年5月24日	○	○
江差町字南浜町,字海岸町	江差南浜4	II-2-275-1058	令和4年5月24日	○	○
江差町字南浜町,字海岸町,字陣屋町	江差南浜5	I-2-394-1432	令和4年5月24日	○	○
江差町字榎川町	江差榎川1	II-2-270-1053	令和4年5月24日	○	○
江差町字榎川町	江差榎川2	II-2-271-1054	令和4年5月24日	○	○
江差町字榎川町	江差榎川3	II-2-272-1055	令和4年5月24日	○	○
江差町字榎川町	江差榎川4	III-2-88-469	令和4年5月24日	○	○
江差町字海岸町,字陣屋町	江差海岸	I-2-399-1437	令和4年5月24日	○	○
江差町字砂川,字柏町	江差砂川1	I-2-390-1428	令和4年5月24日	○	○
江差町字砂川,字柏町	江差砂川2	I-2-391-1429	令和4年5月24日	○	-
江差町字柏町,字砂川	江差砂川3	II-2-273-1056	令和4年5月24日	○	○
江差町字鳴島	江差鳴島	I-2-418-1456	令和4年5月24日	○	○
江差町字伏木戸町	江差伏木戸	I-2-447-1485	令和4年3月29日	○	○
江差町字円山,字南が丘,字萩ノ岱	江差円山1	I-2-401-1439	令和4年3月29日	○	○
江差町字姥神町,字上野町,字本町,字中歌町	江差姥神	I-2-419-1457	令和4年3月29日	○	○
江差町尾山	江差尾山2	I-2-443-1481	令和4年3月29日	○	○
江差町字泊町	江差泊2	I-2-440-1478	令和4年3月29日	○	○
江差町字泊町	江差泊3	I-2-441-1479	令和4年3月29日	○	○
江差町字津花町,字上野町,字橋本町,字茂尻町	江差津花	I-2-417-1455	令和4年3月29日	○	○
江差町字田沢町	江差田沢2	II-2-288-1071	令和4年3月29日	○	○

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	特別警戒区域
江差町字南が丘, 字萩ノ岱	江差萩ノ岱	I-2-400-1438	令和4年3月29日	○ ○
江差町字陣屋町	江差陣屋1	I-2-396-1434	令和4年3月29日	○ ○
江差町字陣屋町, 字南が丘	江差陣屋2	I-2-397-1435	令和4年3月29日	○ ○
江差町字陣屋町	江差陣屋3	II-2-276-1059	令和4年3月29日	○ ○
江差町字陣屋町, 字円山	江差陣屋4	I-2-398-1436	令和4年3月29日	○ ○
江差町字東山	江差東山1	I-2-430-1468	令和4年2月25日	○ ○
江差町字東山	江差東山2	I-2-431-1469	令和4年2月25日	○ ○
江差町字東山	江差東山3	I-2-432-1470	令和4年2月25日	○ ○
江差町字東山	江差東山4	I-2-433-1471	令和4年2月25日	○ ○
江差町字東山, 字新栄町	江差東山5	I-2-434-1472	令和4年2月25日	○ ○
江差町字桧岱	江差桧岱4	II-2-287-1070	令和4年2月25日	○ ○
江差町字中歌町, 字姥神町, 字本町	江差中歌	I-2-420-1458	令和3年10月1日	○ ○
江差町字中歌町	江差中歌1	I-2-422-1460	令和3年10月1日	○ ○
江差町中歌町、字本町、字緑丘	江差中歌2	I-2-421-1459	令和3年10月1日	○ ○
江差町字中歌町	江差中歌3	I-2-423-1461	令和3年10月1日	○ ○
江差町字中歌町	江差中歌4	I-2-424-1462	令和3年10月1日	○ ○
江差町字五厘沢町	江差五厘沢1	III-2-90-471	令和3年10月1日	○ ○
江差町字五厘沢町	江差五厘沢2	II-2-295-1078	令和3年10月1日	○ ○
江差町字新地町, 字緑丘	江差新地1	I-2-410-1448	令和3年10月1日	○ ○
江差町字新地町	江差新地2	I-2-411-1449	令和3年10月1日	○ ○
江差町字新地町	江差新地4	II-2-283-1066	令和3年10月1日	○ ○
江差町字新地町, 字本町	江差新地5	I-2-413-1451	令和3年10月1日	○ ○
江差町字本町	江差本町1	I-2-414-1452	令和3年10月1日	○ ○
江差町字本町	江差本町2	II-2-394-2371	令和3年10月1日	○ -
江差町字本町	江差本町3	I-2-415-1453	令和3年10月1日	○ ○
江差町字本町, 字中歌町	江差本町4	II-2-284-1067	令和3年10月1日	○ ○
江差町字本町	江差本町5	I-2-416-1454	令和3年10月1日	○ ○
江差町字緑丘, 字本町	江差緑丘7	I-2-409-1447	令和3年10月1日	○ ○
江差町字豊川町, 字中歌町	江差豊川	I-2-425-1463	令和3年10月1日	○ ○
江差町字豊川町	江差豊川1	II-2-285-1068	令和3年10月1日	○ ○
江差町字豊川町	江差豊川2	II-2-286-1069	令和3年10月1日	○ ○
江差町字豊川町	江差豊川3	I-2-426-1464	令和3年10月1日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川6	II-2-294-1077	令和3年10月1日	○ ○
江差町字緑丘, 字円山	江差緑丘1	III-2-89-470	令和2年3月31日	○ ○
江差町字緑丘	江差緑丘3	II-2-281-1064	令和2年3月31日	○ ○
江差町字緑丘	江差緑丘4	II-2-393-2370	令和2年3月31日	○ ○
江差町字緑丘	江差緑丘5	I-2-408-1446	令和2年3月31日	○ ○
江差町字緑丘, 字円山, 字新地町	江差緑丘6	II-2-282-1065	令和2年3月31日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川1	II-2-289-1072	平成30年7月20日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川2	II-2-290-1073	平成30年7月20日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川3	II-2-291-1074	平成30年7月20日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川4	II-2-292-1075	平成30年7月20日	○ ○
江差町字鰐川町	江差鰐川5	II-2-293-1076	平成30年7月20日	○ ○
江差町大潤	江差大潤1	I-2-436-1474	平成28年3月29日	○ ○
江差町大潤	江差大潤2	I-2-437-1475	平成28年3月29日	○ ○
江差町大潤	江差大潤3	I-2-438-1476	平成28年3月29日	○ ○
江差町田沢	江差田沢1	I-2-444-1482	平成28年3月29日	○ ○
江差町田沢	江差田沢3	I-2-445-1483	平成28年3月29日	○ ○
江差町田沢	江差田沢4	I-2-446-1484	平成28年3月29日	○ ○
江差町桧岱	江差桧岱2	I-2-428-1466	平成24年11月30日	○ ○
江差町	江差新地3	I-2-412-1450	平成23年3月29日	○ ○
江差町字円山	江差円山2	I-2-402-1440	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山4	I-2-404-1442	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山5	I-2-405-1443	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山6	II-2-278-1061	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山7	II-2-279-1062	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山8	I-2-406-1444	平成22年11月19日	○ ○
江差町字円山	江差円山3	I-2-403-1441	平成19年6月5日	○ ○
江差町円山	江差円山9	I-2-407-1445		○ ○
江差町字南浜町	江差南浜1	I-2-392-1430		○ ○
江差町字大潤町	江差大潤4	II-2-395-2372		○ ○
江差町尾山	江差尾山1	I-2-442-1480		○ ○
江差町愛宕	江差愛宕	I-2-435-1473		○ ○
江差町桧岱	江差桧岱1	I-2-427-1465		○ ○
江差町桧岱	江差桧岱3	I-2-429-1467		○ ○
江差町泊町	江差泊1	I-2-439-1477		○ ○
江差町字緑丘, 字円山	江差緑丘2	II-2-280-1063		○ ○
江差町字茂尻町	江差茂尻	II-2-277-1060		○ ○
江差町字海岸町, 字陣屋町, 字南浜町	江差陣屋	I-2-395-1433		○ ○

3 地すべり

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
江差町字中歌町	中歌	2-5-128	令和3年10月1日	○	-
江差町字東山，字豊川町	東山	<3>2-361-361-0001		○	-

資料 4-4 山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

管理	字	危険地区名
道	字五厘沢	山361-361-0001
	字鰐川町	山361-361-0002
	字鰐川町	山361-361-0003
	字鰐川町	山361-361-0004
	字鰐川町	山361-361-0005
	字鰐川町	山361-361-0006
	字鰐川町	山361-361-0007
	字鰐川町	山361-361-0008
	字伏木戸町	山361-361-0009
	字田沢町	山361-361-0010
	字田沢町	山361-361-0011
	字田沢町	山361-361-0012
	字尾山町	山361-361-0013
	字泊町	山361-361-0014
	字泊町	山361-361-0015
	字泊町	山361-361-0016
	字大潤町	山361-361-0017
	字大潤町	山361-361-0018
	字大潤町	山361-361-0019
	字愛宕町	山361-361-0020
	字新栄町	山361-361-0021
	字桧岱	山361-361-0022
	字桧岱	山361-361-0023
	字桧岱	山361-361-0024
	字豊川町	山361-361-0025
	字中歌町	山361-361-0026
	字中歌町	山361-361-0027
	字中歌町	山361-361-0028
	字姥神町	山361-361-0029
	字円山	山361-361-0030
	字円山	山361-361-0031
	字円山	山361-361-0032
	字円山	山361-361-0033
	字緑丘	山361-361-0034
	字南が丘	山361-361-0035
	字南浜町	山361-361-0036
	字南浜町	山361-361-0037
	字柏町	山361-361-0038
	字砂川	山361-361-0039
	字櫻川	山361-361-0040
	字鷗島	山361-361-0041

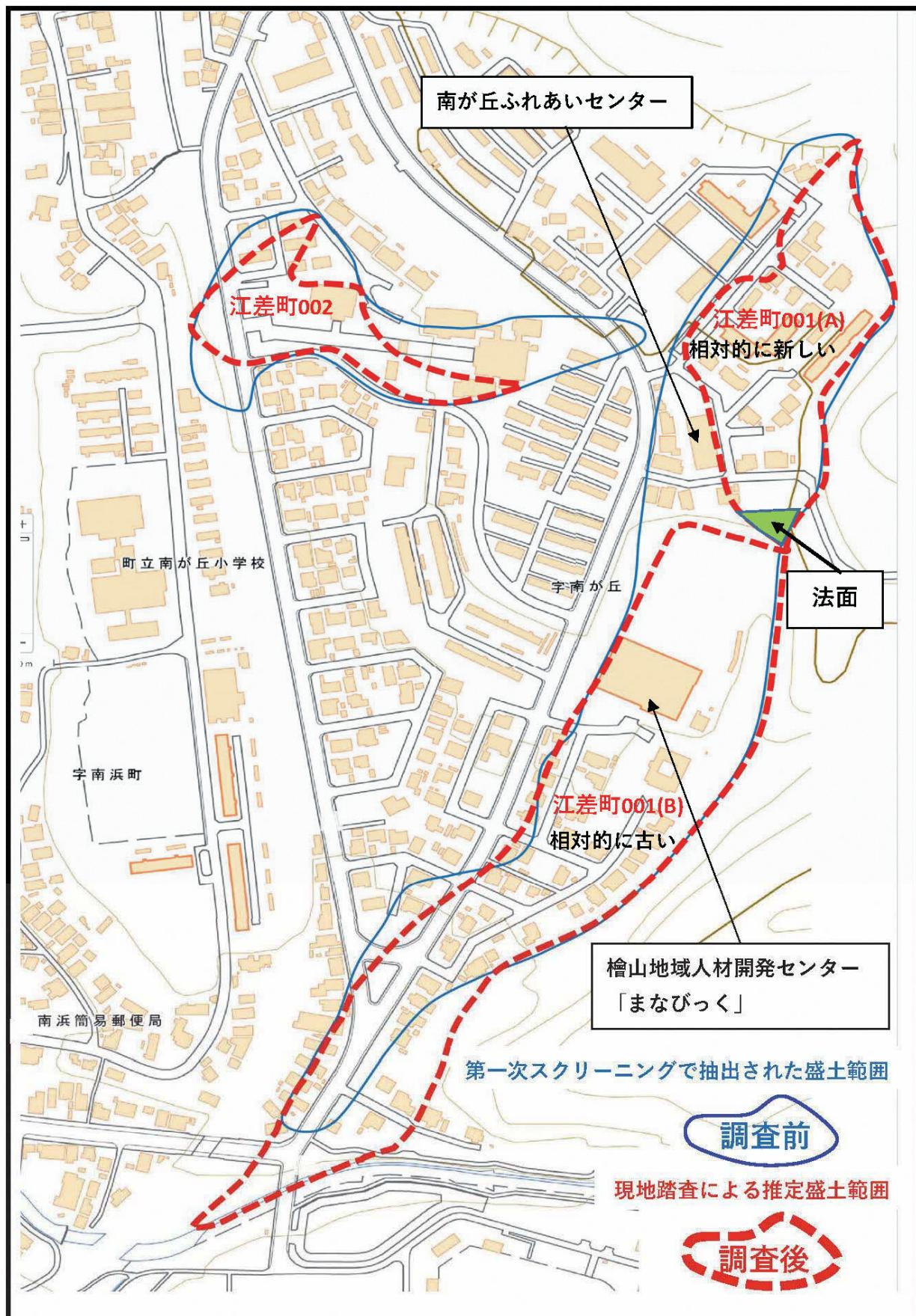
2 地すべり危険地区

管理	字	危険地区名
道	字東山	地361-361-0001
	字鰐川	地361-361-0002

3 崩壊土砂流出危険地区

管理	字	危険地区名
国	字榎川町	361-001
	字榎川町	361-002
	字田沢町	361-003
	字桧岱	361-004
	字田沢町	361-005
道	字五厘沢	崩361-361-0001
	字五厘沢	崩361-361-0002
	字五厘沢	崩361-361-0003
	字五厘沢	崩361-361-0004
	字五厘沢	崩361-361-0005
	字鰐川町	崩361-361-0006
	字田沢町	崩361-361-0007
	字田沢町	崩361-361-0008
	字泊町	崩361-361-0009
	字泊町	崩361-361-0010
	字泊町	崩361-361-0011
	字泊町	崩361-361-0012
	字大潤町	崩361-361-0013
	字大潤町	崩361-361-0014
	字新栄町	崩361-361-0015
	字桧岱	崩361-361-0016
	字豊川町	崩361-361-0017
	字緑丘	崩361-361-0018
	字円山	崩361-361-0019
	字円山	崩361-361-0020
	字円山	崩361-361-0021
	字砂川	崩361-361-0022
	字榎川	崩361-361-0023
	字小黒部町	崩361-361-0024
	字伏木戸町	崩361-361-0025
	字東山	崩361-361-0026
	字鰐川町	崩361-361-0027
	字鰐川町	崩361-361-0028

資料 4-5 江差町大規模盛土造成地マップ



〔避難施設・物資等〕

資料5-1 指定緊急避難場所一覧表

地区別	施設の名称	所在地	標高 (m)	災害種別ごと適否			
				洪水	土砂	地震	津波
北部地区	旧朝日小中学校 グラウンド	朝日町96	7.9	○	○	○	○
	逆川公園	鰐川町1216	25.3	○	○	○	○
	大円寺境内 (避難所等施設利用協定)	小黒部町191	7.7	×	○	○	○
	江差北小中学校 グラウンド	水堀町147	4.5	×	○	○	○
	水堀コミュニティ センター前	水堀町28	5.4	×	○	○	×
	江差町パークゴルフ場	柳崎町979先	4.2	×	○	○	×
柳崎・伏木戸 地区	江差高等学校 グラウンド	伏木戸町460-1	46.6	○	○	○	○
日明地区 大潤・泊地区	旧日明小中学校 グラウンド	田沢町419	4.5	×	×	○	×
	観音寺境内 (避難所等施設利用協定)	泊町369	23.6	○	×	○	○
市街地	愛宕神社境内	東山234	57.0	○	○	○	○
	笛山稲荷神社遙拝所境内	東山376	13.0	○	×	○	○
	えぞだて公園	豊川町56-4	9.5	×	×	○	○
	真宗大谷派江差別院境内 (避難所等施設利用協定)	中歌町169	23.2	○	×	○	○
	江差町役場駐車場	中歌町193-1	3.5	○	○	○	×
	浄土真宗本願寺派 本願寺江差別院境内 (避難所等施設利用協定)	本町212	38.4	○	×	○	○
	江差小学校 グラウンド	本町170	38.4	○	×	○	○
	法華寺境内 (避難所等施設利用協定)	本町71	31.7	○	○	○	○
	正覚院境内 (避難所等施設利用協定)	本町271	64.7	○	×	○	○
	松の岱グラウンド	緑丘197	67.3	○	○	○	○
	阿弥陀寺境内 (避難所等施設利用協定)	緑丘46	35.4	○	○	○	○
	江差町文化会館駐車場	茂尻町71	17.0	○	○	○	○
	茂尻児童公園	茂尻町160-3	16.3	○	○	○	○
	江差中学校 グラウンド	陣屋町506	24.4	○	○	○	○
	あすなろ福祉会本部グラウンド	豊川町62-2	9.5	○	○	○	○
五勝手・榎川 地区	南が丘小学校 グラウンド	南浜町370	27.5	○	×	○	○
	江差町運動公園	砂川225先	7.7	○	○	○	○

資料 5-2 指定避難所一覧表

地区別	施設の名称	所在地	構造	収容可能人員	標高(m)	災害種別ごと適否			
						洪水	土砂	地震	津波
北部地区 水堀地区	鰐川寿の家	鰐川町408	木造	50	13.1	×	×	×	○
	朝日児童館	朝日町83	木造	60	7.0	×	×	×	○
	朝日町民体育館	朝日町96	木造	120	7.9	×	○	○	○
	小黒部寿の家	小黒部町161	木造	50	7.7	×	○	×	○
	大円寺 (避難所等施設利用協定)	小黒部町191	木造	40	7.7	×	○	○	○
	中網老人憩いの家	中網町130-2	木造	60	6.2	×	○	○	○
	五厘沢集会所	五厘沢町71-3	木造	10	15.2	○	○	×	×
	越前寿の家	越前町203	木造	50	4.6	×	○	×	○
	水堀保育園	水堀町136	木造	80	4.5	×	○	×	○
	江差北小中学校	水堀町147	非木造	530	4.7	×	○	○	○
柳崎・伏木戸地区	水堀コミュニティセンター	水堀町28	非木造	180	5.4	×	○	×	×
	柳崎児童館	柳崎町279	木造	50	11.7	○	○	×	○
	江差高等学校	伏木戸町460-1	非木造	500	46.6	○	○	○	○
	江差高等看護学院講堂	伏木戸町483	非木造	130	35.0	○	○	○	○
日明地区	伏木戸寿の家	伏木戸町643	木造	50	7.5	○	○	○	×
	田沢憩いの家	田沢町419	木造	50	4.5	×	○	○	×
	ぬくもり保養センター	尾山町126	木造	20	10.3	×	×	×	○
大潤・泊地区	日明保育園	尾山町126	木造	90	10.3	×	×	×	○
	泊生活館	泊町106	木造	50	3.3	×	○	×	×
	観音寺 (避難所等施設利用協定)	泊町369	木造	80	23.6	○	×	○	○
市街地	大潤寿の家	大潤町253	木造	30	15.9	○	×	○	○
	江差町老人福祉センター	新栄町264-1	木造	90	7.6	×	×	○	×
	豊川会館 (旧とよかわ保育園)	豊川町56-3	木造	50	9.5	×	○	○	○
	真宗大谷派江差別院 (避難所等施設利用協定)	中歌町169	木造	190	23.2	○	×	○	○
	江差町役場	中歌町193-1	非木造	330	3.5	○	○	○	×
	江差追分会館	中歌町193	非木造	110	3.5	○	○	○	×
	江差町会所会館	中歌町76-1	木造	80	7.6	○	×	○	○
	江差町漁村センター	姥神町157	非木造	140	2.3	○	○	×	×
	浄土真宗本願寺派 本願寺江差別院 (避難所等施設利用協定)	本町212	木造	40	38.4	○	×	○	○
	江差小学校	本町170	非木造	1,110	34.2	○	○	○	○
	法華寺 (避難所等施設利用協定)	本町71	木造	20	31.7	○	○	○	○
	正観院 (避難所等施設利用協定)	本町271	木造	40	64.7	○	×	○	○
	対鷗館	上野町46	木造	60	30.9	○	×	×	○
	翔天閣 (避難所等施設利用協定)	橋本町43	非木造	260	31.0	○	○	○	○
	緑丘福祉の家	緑丘3-3	木造	30	31.0	○	×	○	○
	阿弥陀寺 (避難所等施設利用協定)	緑丘46	木造	20	35.4	○	×	○	○
	消防コミュニティセンター	茂尻町96	非木造	210	17.0	○	○	○	○
	江差町文化会館	茂尻町71	非木造	390	17.0	○	○	○	○
	在宅型総合福祉施設 まるやま	円山299-63	非木造	100	25.5	○	○	○	○
	生きがい交流センター	円山313-14	木造	60	25.5	○	○	○	○
	かもめ保育園	円山313-20	木造	160	21.9	○	○	○	○
	江差中学校	陣屋町506	非木造	380	25.1	○	○	○	○
	陣屋ふれあいセンター	陣屋町129-27	木造	20	30.9	○	○	○	○
	南が丘ふれあいセンター	南が丘7-297	非木造	100	47.4	○	○	○	○
	あすなろ福祉会本部	豊川町62-2	非木造	135	9.5	○	○	○	○
	南が丘小学校	南浜町370	木造	800	27.5	○	×	○	○

地区別	施設の名称	所在地	構造	収容可能人員	標高(m)	災害種別ごと適否			
						洪水	土砂	地震	津波
五勝手 ・ 榎川地区	五勝手生活館	南浜町145-1	木造	60	5.6	×	○	×	×
	柏町母と子の家	柏町7	木造	30	13.3	○	○	○	○
	砂川浄水場	砂川176	非木造	40	51.0	○	○	○	○
	下水道管理センター	砂川411-6	非木造	60	11.7	○	○	○	○
	榎川担い手センター	榎川町243-3	木造	40	5.4	×	○	○	×

資料 5-3 福祉避難所一覧表

施設の名称	所在地	構造	収容可能人員	標高(m)	災害種別ごと適否			
					洪水	土砂	地震	津波
特別養護老人ホーム えさし荘	柳崎町 78-2	非木造	140	34.0	○	○	○	○

(注) 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の災害種別ごとの適否については、次の情報により区分した。

(1) 収容可能人員 (指定避難所及び福祉避難所)

・通路の確保等を考慮し、各施設の避難可能な箇所（廊下、トイレ、玄関、事務室など居住スペースに適さない箇所を除く）の80%を避難可能面積とする。

・町で備蓄する4m²の居住スペース用パーテーションに、同居家族等が2名入る想定で算出。

(2) 洪水：厚沢部川の洪水浸水想定区域に基づく外、他の河川の状況による。

(3) 土砂：北海道が指定する土砂災害（特別）警戒区域に基づく。

(4) 地震：新耐震・診断済・改修済等による耐震性に基づく。

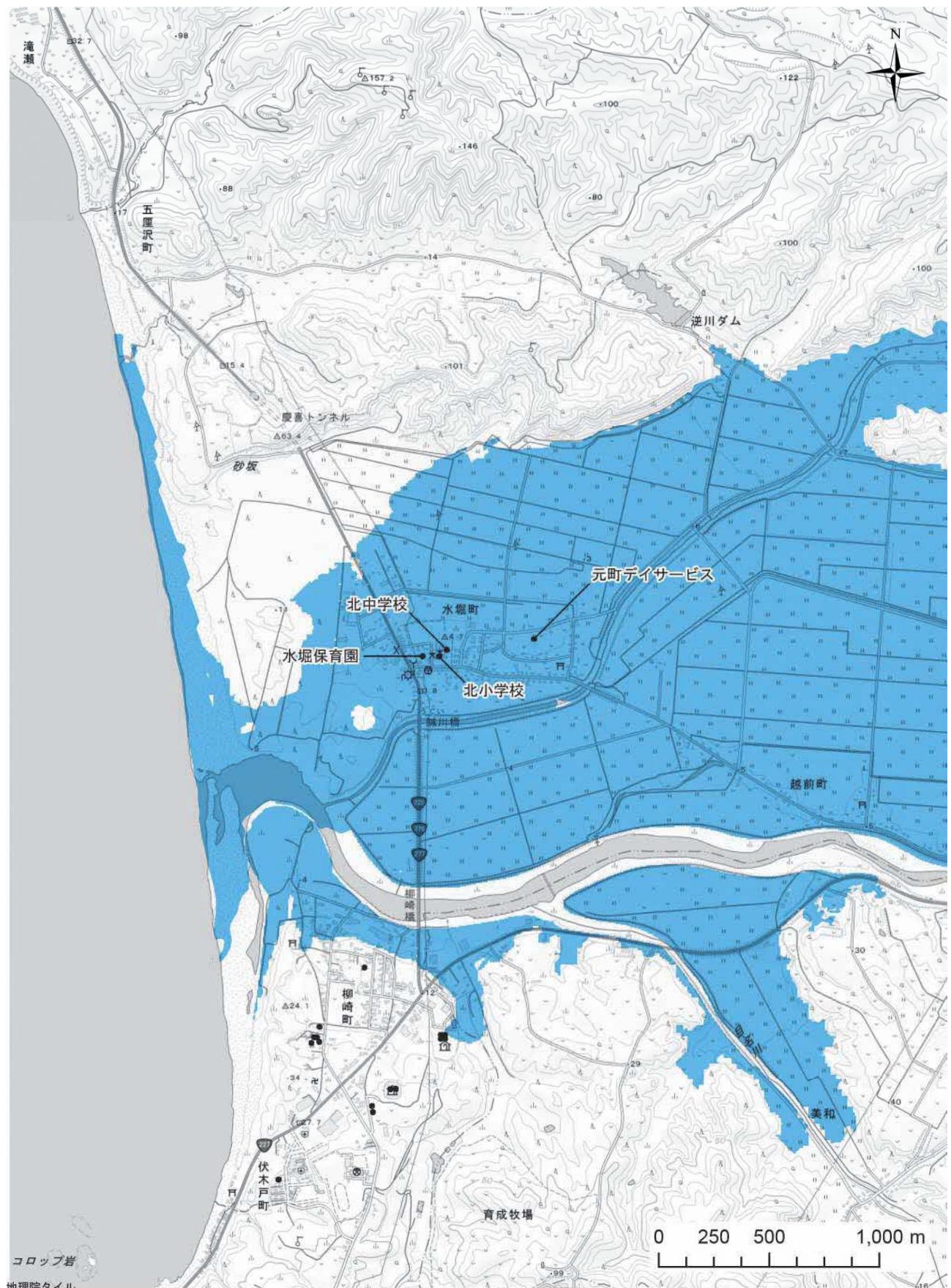
(5) 津波：北海道が作成した津波浸水予測図（平成29年2月作成）に基づく。

資料 5-4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

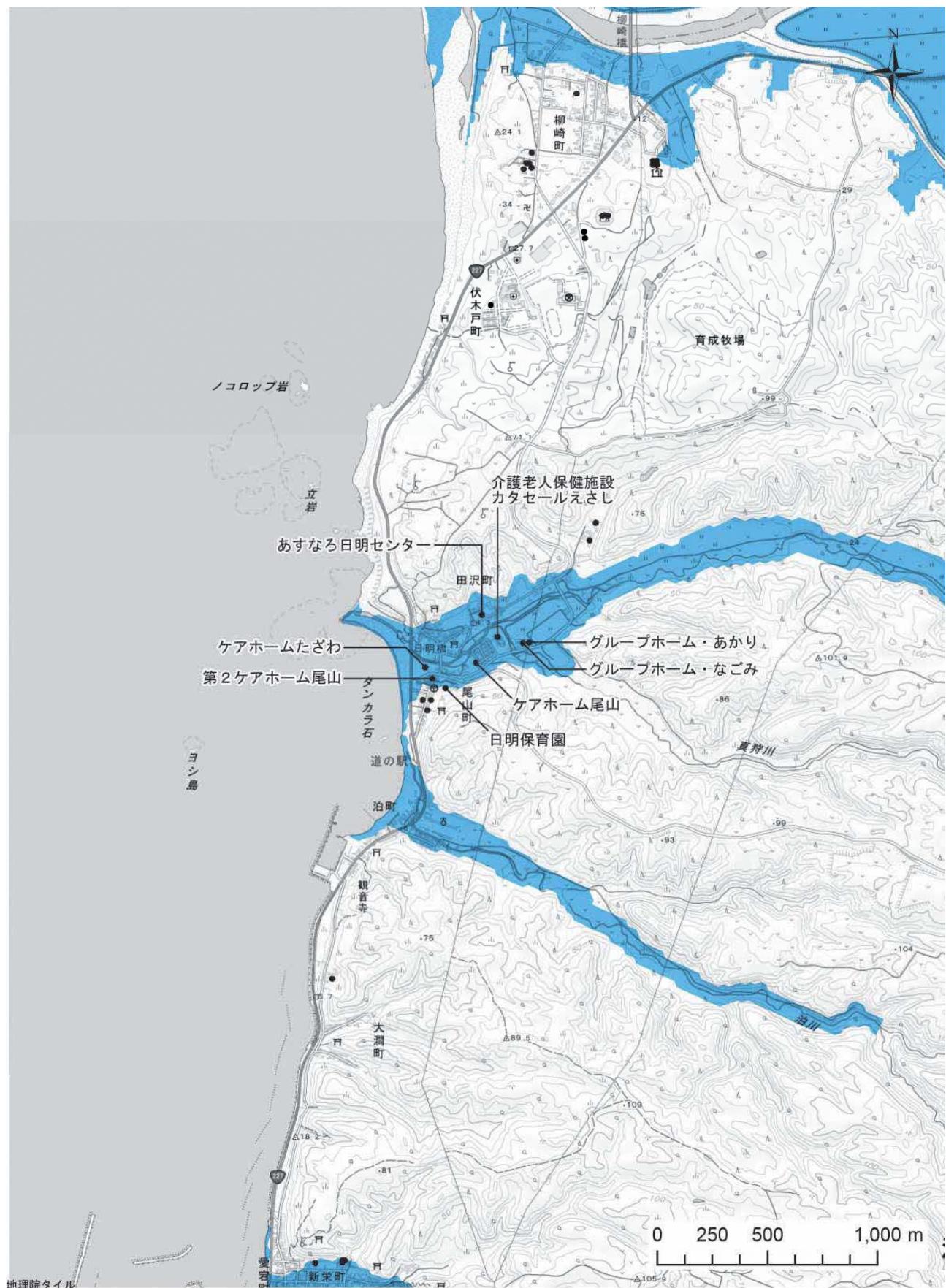
1 洪水

図面番号	施設名称	所在地	備考
1	水堀保育園	江差町字水堀町136番地	厚沢部川・鰐川
	北小学校	江差町字水堀町字水堀町147	厚沢部川・鰐川
	北中学校	江差町字水堀町字水堀町147	厚沢部川・鰐川
	元町デイサービス	江差町字水堀町415番地 1	厚沢部川・鰐川
2	介護老人保健施設カタセールえさし	江差町字尾山町153番地 1	田沢川
	グループホーム・なごみ	江差町字田沢町492番地 3	田沢川
	グループホーム・あかり	江差町字田沢町492番地 8	田沢川
	あすなろ日明センター	江差町字田沢町419番地 2	田沢川
	ケアホーム尾山	江差町字尾山町146番地 6	田沢川
	第2ケアホーム尾山	江差町字尾山町32-3	田沢川
	ケアホームたざわ	江差町字田沢町82-7	田沢川
	日明保育園	江差町字尾山町126番地	田沢川
3	江差町老人福祉センター	江差町字新栄町264番地 2	豊部内川
	あすなろ学園	江差町字豊川町62-2	豊部内川
	みんなの家	江差町字豊川町85-1	豊部内川
	あすなろケータリングセンター	江差町字豊川町62-2	豊部内川
	ねむの木 えさし	江差町字豊川町167番地 5	豊部内川

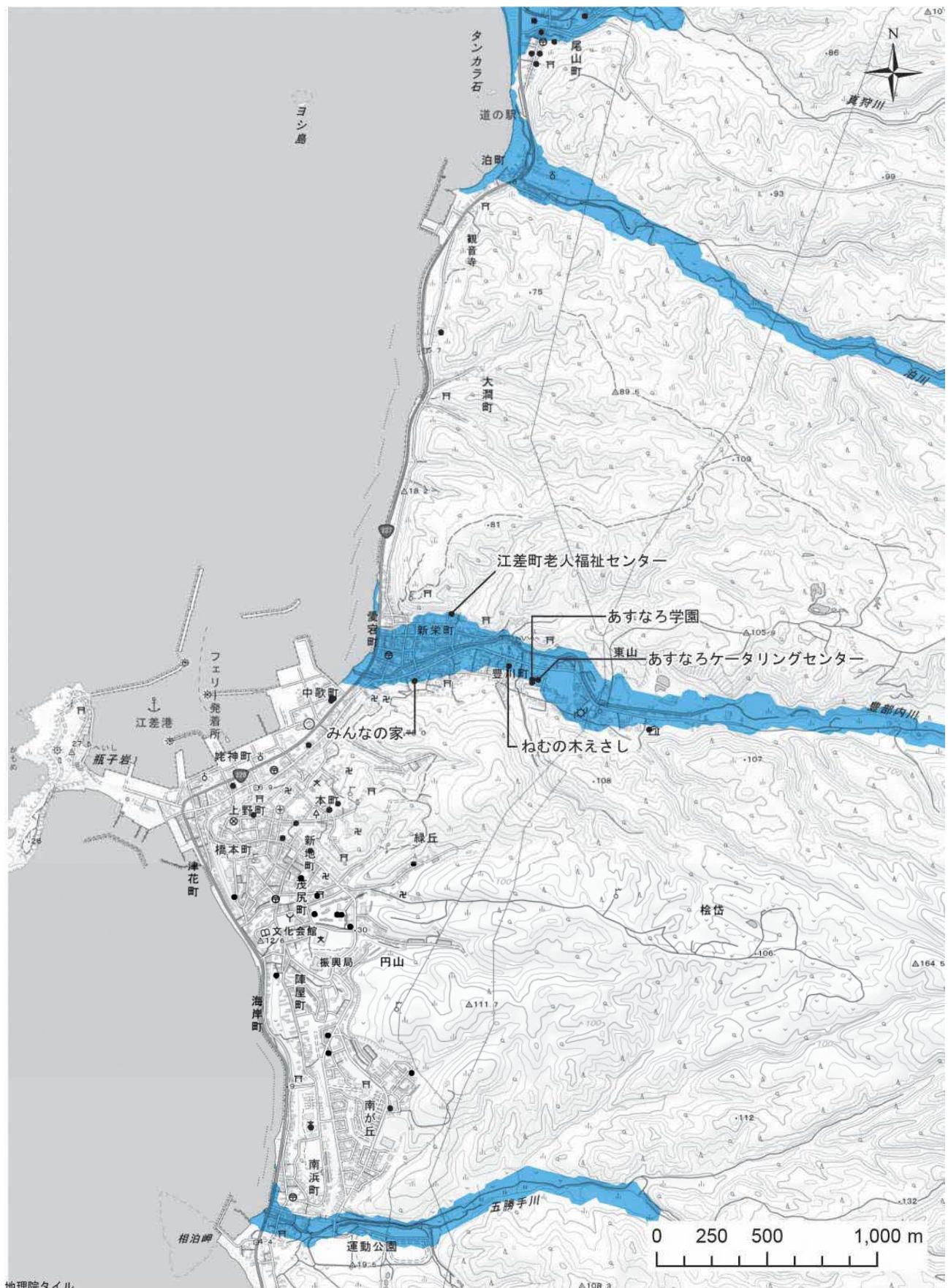
図面番号：1



図面番号：2



図面番号: 3



2 津波

図面番号	施設名称	所在地	備考
1	介護老人保健施設カタセールえさし	江差町字尾山町153番地1	
	あすなろ日明センター	江差町字田沢町419番地2	
	ケアホーム尾山	江差町字尾山町146番地6	
	第2ケアホーム尾山	江差町字尾山町32-3	
	ケアホームたざわ	江差町字田沢町82-7	
	はまなす荘	江差町字尾山町54番地	
	尾山第3寮	江差町字尾山町106	
	尾山第4寮	江差町字尾山町95	
2	恵愛会 佐々木病院	江差町字姥神町31	
	道南勤医協江差診療所	江差町字中歌町199-6	
	ケアホームなかうた	江差町字中歌町11	
	みんなの家	江差町字豊川町85-1	
	江差町老人福祉センター	江差町字新栄町264番地2	

図面番号：1



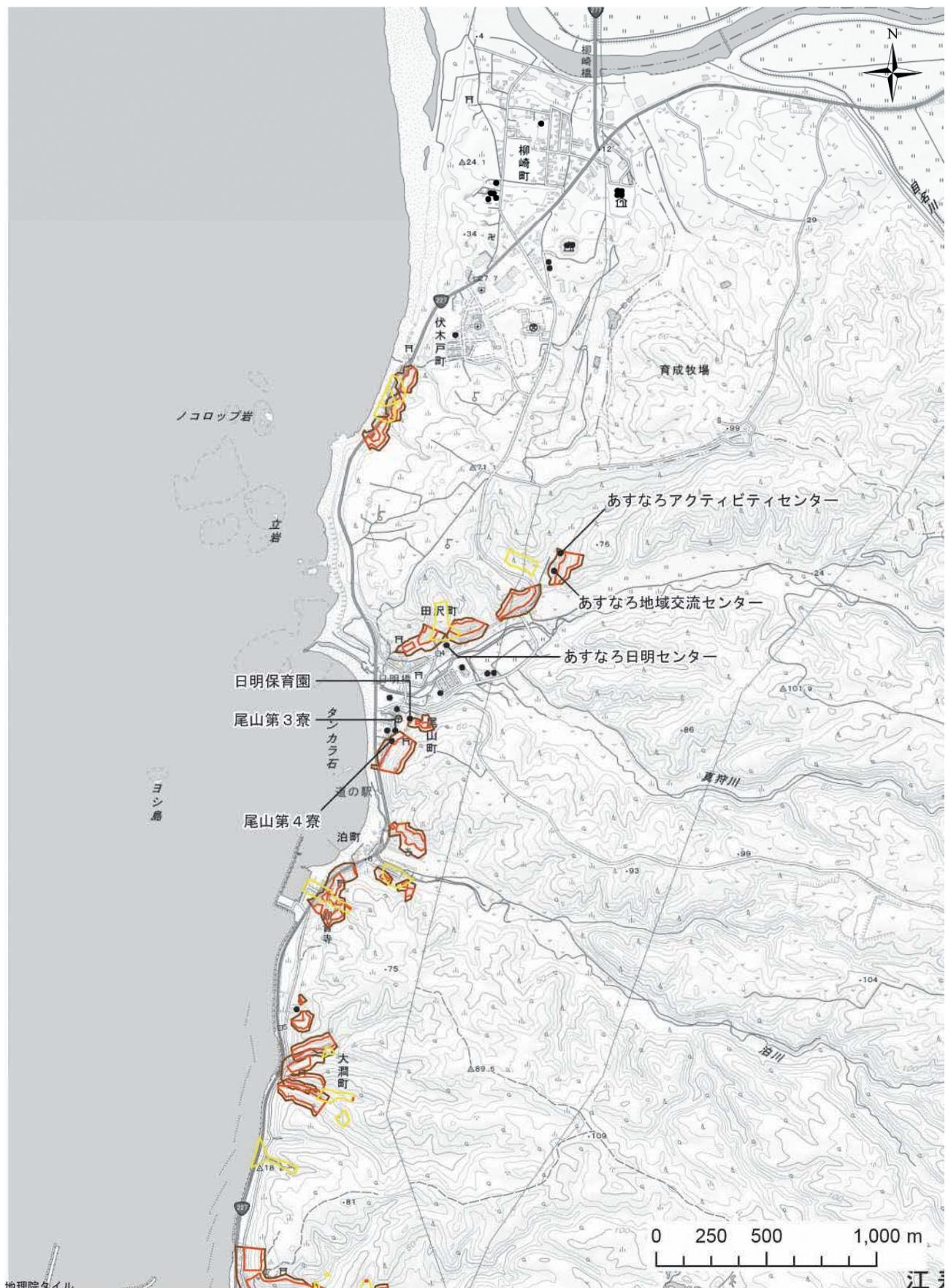
図面番号：2



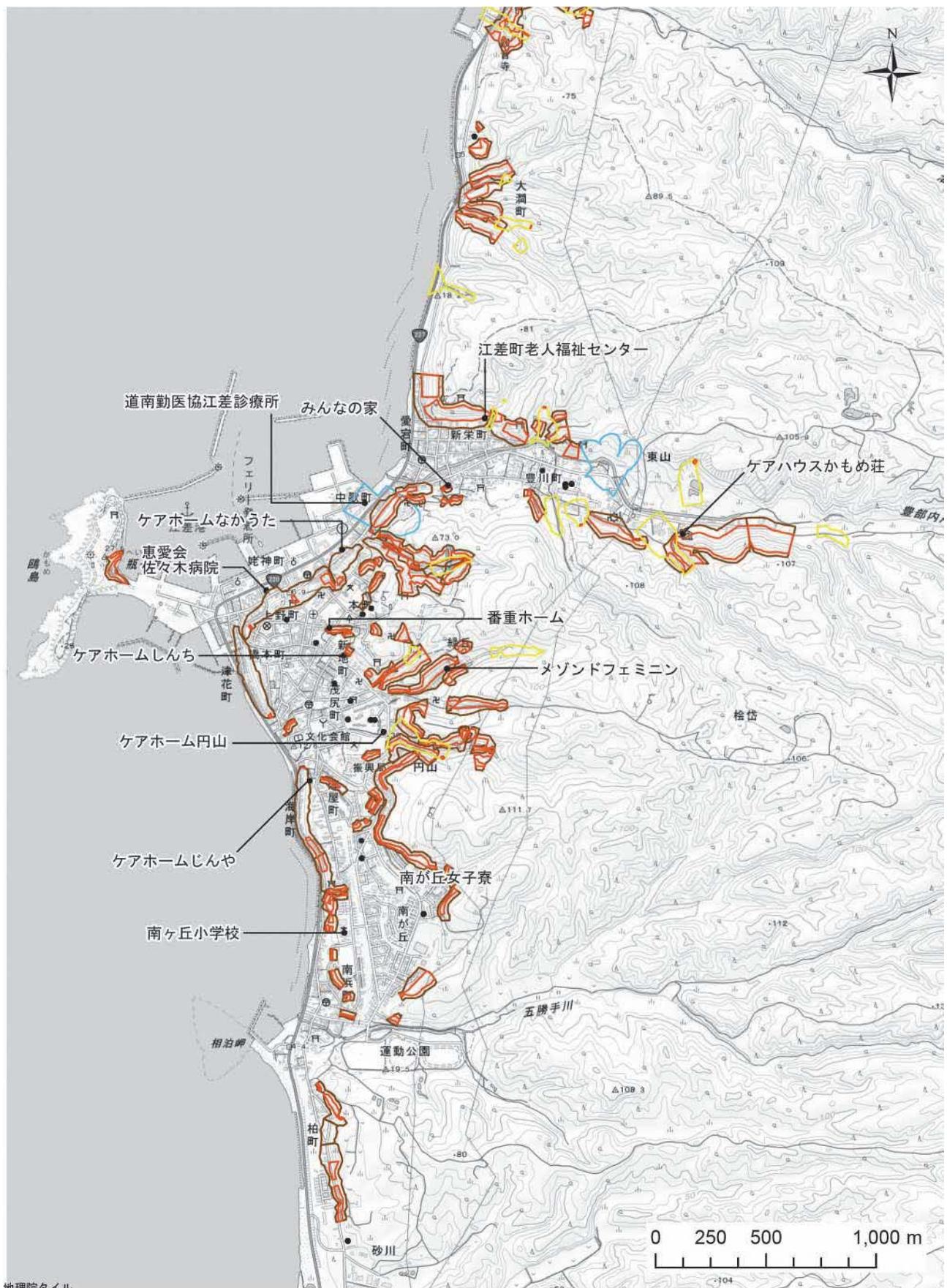
資料 5-5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

図面番号	施設名称	所在地	備考
1	日明保育園	江差町字尾山町126番地	
	あすなろ地域交流センター	江差町字田沢町542番地3	
	あすなろアクティビティセンター	江差町字田沢町542番地13	
	尾山第3寮	江差町字尾山町106	
	尾山第4寮	江差町字尾山町95	基礎調査は完了 (警戒区域は未指定)
	あすなろ日明センター	江差町字田沢町419番地2	
2	道南勤医協江差診療所	江差町字中歌町199-6	
	江差町老人福祉センター	江差町字新栄町264番地2	基礎調査は完了 (警戒区域は未指定)
	ケアハウス かもめ荘	江差町字桧岱217番地3	基礎調査は完了 (警戒区域は未指定)
	ケアホームじんや	江差町字陣屋町100-1	
	ケアホームなかうた	江差町字中歌町11	
	みんなの家	江差町字豊川町85-1	
	メゾンドフェミニン	江差町字緑丘188-6	
	番重ホーム	江差町字本町239	
	南が丘女子寮	江差町字円山32-15	
	恵愛会 佐々木病院	江差町字姥神町31	
	ケアホーム円山	江差町字円山299-8	
	ケアホームしんち	江差町字新地町55-2	
	南が丘小学校	江差町字南が丘字南浜町370	

図面番号：1



図面番号：2



資料5-6 江差町分区災害救助物資備蓄状況

令和4年8月現在

1 保管場所

江差町防災備蓄センター（江差町字橋本町84番地）

2 備蓄状況

備品	数量	備考
赤十字災害用天幕	2張	平成21年・平成26年配置
赤十字災害用炊き出し釜	2台	平成22年・平成30年配置
赤十字日用品セット ※1	8セット	
赤十字毛布	18枚	平成24年18枚配置
その他寄贈毛布	80枚	日赤15枚・寄贈65枚
災害救援車「博愛号」	1台	平成24年配置
ベストウェイト	14個	
スカイローブ	2張	
緊急セット ※2	2セット	
応急手当セット	36セット	
ハイゼックス炊飯袋	2,000枚	

※1 日用品セット内訳

No	品名	数量	No	品名	数量
1	タオル	2枚	11	洗剤トップ	5袋
2	コップ	1組（2個）	12	ゴム手袋	1双
3	ポケットティッシュ	1組（4個）	13	水のいらないシャンプー	1本
4	軍手	1双	14	袋	5枚
5	メモ帳	1冊	15	くし	1個
6	洗濯ばさみ	10個	16	毛抜き	1本
7	物干しロープ	1本	17	ひげそり	1本
8	スプーン・フォークセット	1組（各4本）	18	糸、針はさみセット	1個
9	歯ブラシ	1組（4本）	19	布	2枚
10	包帯	1本			

※2 緊急セット内訳

No	品名	数量	No	品名	数量
1	タオル	4枚	13	ガーゼ	8枚
2	ウェットティッシュ	1個	14	マスク	4枚
3	ポケットティッシュ	1組（4個）	15	歯ブラシ	1組（4本）
4	軍手	4双	16	毛抜き	1本
5	ゴム手袋	1双	17	風呂敷	1枚
6	ビニール袋	1組（6袋）	18	携帯ラジオ	1台
7	コップ	1組（4個）	19	懐中電灯	1台
8	スプーン・フォークセット	1組（各4本）	20	天チャックポーチ	1個
9	物干しロープ	1本	21	鉛筆	1本
10	洗濯バサミ	1組（10個）	22	メモ用紙	1冊
11	救急糸創膏	1組（15枚）	23	バッグ（外袋）	1袋
12	弾力包帯	1本			

[応急・復旧]

資料 6-1 事業別国庫負担等一覧

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）	道施行 1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行 1カ所 500万円以上 管理組合施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（ガントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2 または 1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの		〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		〃		〃

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	障がい者支援施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障がい者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部、公益社団法人、公益財團法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	〃
	児童厚生施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
寡婦父子並びに母子及び法	母子・父子福祉施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
開する法律に感染症の予防及び患者に対する医療に	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
復旧費上水道施設災害復旧要綱 補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超えるもの	1/2～8/10
国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駆止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	"	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	"	"
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	"
関する法律 及び清掃に ては、廃棄物の処理及 び清掃に	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2
都市局所管降 下水道	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬及び処分する事業とする	その都度決定	2/3

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		"
	4) 宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		"

〔要綱・要領等〕

資料7-1 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後

の雪)」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪等においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携するものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、隨時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡回を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

- (1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。
なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡回点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡を取り、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料 7-2 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開株式会社東日本支店北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、融雪災害が発生するおそれがある場合や、融雪災害発生の情報を覚知し、事務局が必要と認めた場合に行う。

また、事務局は必要に応じて、融雪災害に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の召集を求めることができる。

なお、融雪災害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の職員の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪の深さや、1時間ごとに約5km四方の細かさで積雪の深さを推定した解析積雪深について、「積雪速報（今後の雪）」として札幌管区気象台のホームページに掲載する。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を隨時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、隨時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指

示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行ふものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料 7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

1 洪水編

(1) 避難情報の対象とする大雨（浸水害）

ア 立ち退き避難が必要な災害の事象

- (ア) 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす浸水が予想されるとき
- (イ) 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす浸水が予想されるとき
- (ウ) 泛濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のあるとき

(2) 避難情報の対象とする浸水害の危険性がある区域

町が掲げる災害が予想される重要警戒区域
<input type="checkbox"/> 水防区域
<input type="checkbox"/> 防災ハザードマップに示された浸水想定区域内
その他の場所
<input type="checkbox"/> 異常現象の発見の通報があった箇所とその隣接区域
<input type="checkbox"/> 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されている箇所
<input type="checkbox"/> 氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある箇所
<input type="checkbox"/> 河川周辺の下水道工事等、地下で作業を行っている区域

(3) 避難情報を判断する情報

ア 気象情報等

項目	提供元	説明
水位到達情報	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。 『川の防災情報』 『市町村向け川の防災情報』 https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do ※要ID、パスワード
水防警報	国土交通省 北海道	河川が所定の水位に達した際に、防災機関（水防団や消防機関など）の出動の指針とするために発表される。 〔対象河川〕 厚沢部川、安野呂川、鶴川
洪水キックル (洪水警報の危険度分布)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。
浸水キックル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。
洪水注意報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。警戒レベル2。
洪水警報	気象庁	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。警戒レベル3相当情報。
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。注意を呼びかける対象となる災害に応じ、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。

項目	提供元	説明
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。「大雨警報（土砂災害）」は警戒レベル3相当情報。
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。警戒レベル5相当情報。
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台から適時発表される。
ナウキャスト (雨雲の動き・雷・竜巻)	気象庁	1時間先までの降水分布、雷の活動度及び竜巻発生の確度の予報を表示するもの。
今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示するもの。
流域雨量指標の 6時間先までの 予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
地点別浸水 シミュレーション 検索システム (浸水ナビ)	国土交通省	浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステム。 想定破堤点、浸水想定（浸水深、浸水到達時間、浸水継続時間）、河川の水位情報（川の防災情報へのリンク）等を表示するもの。

□町の基準値（令和4年5月26日）

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指標基準	13
		(土砂災害)	土壤雨量指標基準	134
注意報	洪水	流域雨量指標基準	厚沢部川流域=42, 鰐川流域=6, 田沢川流域=7, 泊川流域=6, 豊部内川流域=9	
		複合基準	鰐川流域=(10, 5.2), 田沢川流域=(6, 6.3), 泊川流域=(6, 5.9), 豊部内川流域=(5, 8.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
		表面雨量指標基準	8	
注意報	大雨	土壤雨量指標基準	79	
		流域雨量指標基準	厚沢部川流域=33.6, 鰐川流域=4.8, 田沢川流域=5.6, 泊川流域=4.8, 豊部内川流域=7.2	
		複合基準	厚沢部川流域=(6, 26.9), 鰐川流域=(6, 3.8), 田沢川流域=(6, 5.6), 泊川流域=(5, 4.8), 豊部内川流域=(5, 7.2)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

注) 表面雨量指標…短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標
 土壤雨量指標…降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標
 流域雨量指標…河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

イ 異常現象の通報

次の異常現象の通報があった場合には、状況を勘案し、避難情報発令の判断を行うものとする。

(ア) 避難の必要性に関する通報があったとき

(イ) 浸水の発生に関する情報が住民等から通報があったとき

ウ 厚沢部川の水位

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
厚沢部川	厚沢部川	桧山郡厚沢部町赤沼 町29番1 地先河川敷	4.54	5.66	5.98	6.44

(4) 避難情報発令の判断基準

ア 洪水 (水位周知河川 (厚沢部川))

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が避難判断水位 (レベル3水位) に到達した場合 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) で「警戒 (赤)」が出現した場合 (流域雨量指數の予測値が洪水警報基準に到達する場合) 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) に到達した場合 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) で「危険 (紫)」が出現した場合 (流域雨量指數の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) <p>※夜間・未明であっても、基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>〔災害が切迫〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) <p>〔災害発生を確認〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (関係機関からの報告等により把握できた場合) <p>※基準1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
解除基準	水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) 及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除するものとする。

イ 洪水（その他の河川）

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指標の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p><u>※夜間・未明であっても、基準1又は2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</u></p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>〔災害が切迫〕</p> <p>1 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合</p> <p>2 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>〔災害発生を確認〕</p> <p>4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（関係機関からの報告等により把握できた場合）</p> <p><u>※基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</u></p>
解除基準	当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指標の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。

(5) 助言を求めることができる機関

機関	助言を求めることができる事項
函館地方気象台	気象に関する事。
檜山振興局地域創生部地域政策課	災害情報及び被害情報に関する事。 避難対策に関する事。
渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	道管理河川施設に関する事。 保有するリアルタイムの情報に関する事。

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達方法

担当対策部	伝達手段	伝達先	
総務総括部 防災対策班	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 ラジオ放送 緊急速報メール	視聴者 聴取者 町内に滞在する携帯電話保持者
	緊急速報メール	住民等	
	Yahoo!防災速報アプリ	住民等	
	町公式ホームページ	住民等	
	町公式LINE	住民等	
住民対策部 まちづくり班	広報車	住民等	
	電話又はFAX	町内会長等の住民組織	
檜山広域行政組合江差消防署 江差町消防団	遠隔吹鳴システム	住民等	
	消防広報車	住民等	
教育対策部 学校教育班	電話又はFAX	学校	
福祉対策部 福祉保健班	電話又はFAX	保育園 要配慮者 要配慮者利用施設	

イ 実施項目（括弧書きは担当対策部）

(ア) 避難広報手段の確保（総務総括部）
 (イ) 檜山広域行政組合江差消防署・江差町消防団と広報の調整（総務総括部）
 (ウ) 広報の分担区域決定（総務総括部）
 (エ) 広報文案作成（総務総括部）
 (オ) 避難対象地域の町内会長への連絡（住民対策部まちづくり班）
 (カ) 避難行動要支援者の支援者への連絡（福祉対策部福祉保健班）
 (キ) 広報の実施（上表のとおり）

ウ 伝達文

避難情報	伝達文
高齢者等避難	こちらは防災江差です。 大雨により、〇〇川の水位が上昇し、今後、氾濫するおそれがあります。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方等避難に時間のかかる方は直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の人は、避難の準備をはじめてください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。（繰り返します）
避難指示	こちらは防災江差です。 大雨により、〇〇川の水位が今後更に上昇し、床下浸水が起こるおそれがあります。危険な状態です。繰り返します。危険な状態です。 道路冠水がいたるところで発生しており、床下浸水が起こるおそれがあります。危険な状態です。繰り返します。危険な状態です。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、膝上の高さまで浸水している道路の通行は危険です。 また、流れが速い場合は歩行することができません。 無理せず、建物の2階へ避難し、救助を待ってください。（繰り返します）
緊急安全確保	こちらは防災江差です。 大雨により、〇〇川が増水し既に氾濫が発生しているおそれがあります。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。命の危険が迫っています。避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動し、直ちに身の安全を確保してください。

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難所については、具体的な名称を伝達する。

2 土砂災害編

(1) 避難情報の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、大雨・地震に伴う土石流・急傾斜地の崩壊とする。
なお、対象外とする土砂災害は次表のとおりとする。

種別	理由
地すべり	危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難情報を発令
河道閉塞に伴う土砂災害	土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
深層崩壊	技術的に予知・予測が困難
山体の崩壊	技術的に予知・予測が困難

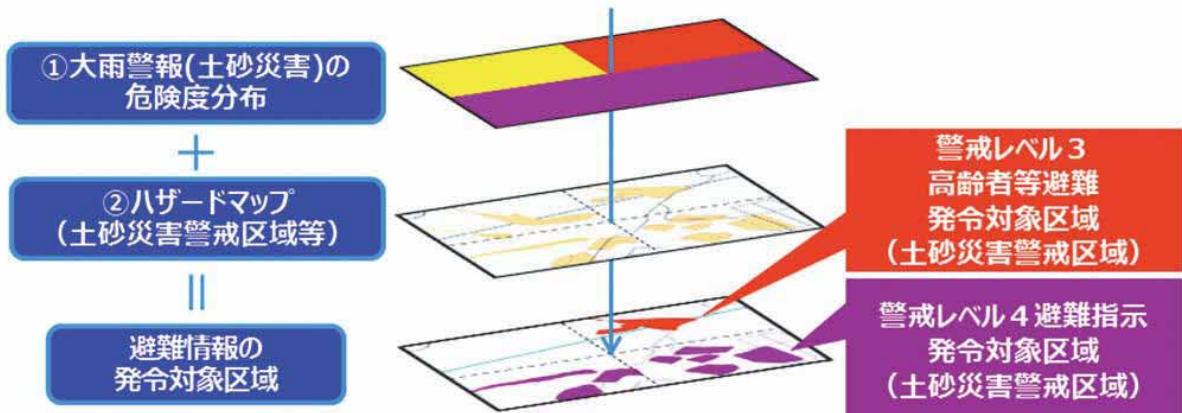
(2) 避難情報発令の対象地域

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布※1における危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域※2を基本とする。

また、状況に応じて、その周辺の区域を含めて避難情報を発令することを検討する。

※1 北海道土砂災害警戒情報システム「土砂災害危険度情報」
気象庁ホームページ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

ア 避難情報の発令対象区域のイメージ



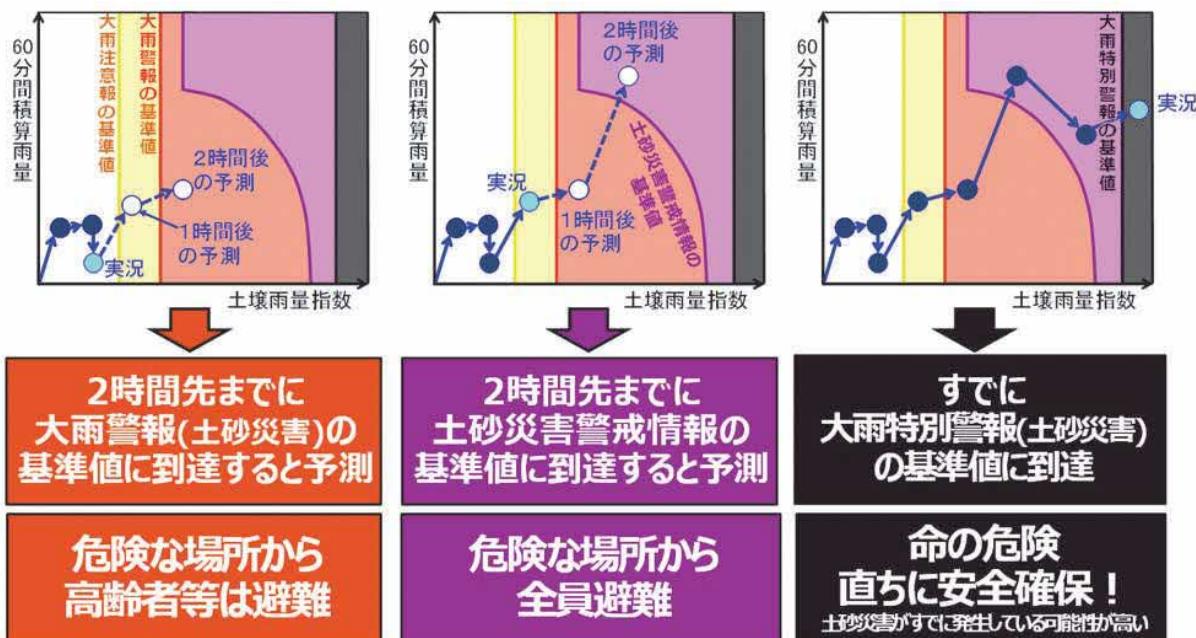
(3) 避難情報発令を判断する情報

ア 北海道土砂災害警戒情報システム・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

(ア) 土砂災害警戒情報発表状況
現在の発表状況と過去の発表履歴を表示

(イ) 土砂災害危険度情報
a 2時間先までの土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示
b 土砂災害（特別）警戒区域、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面に表示

表示	内容
黒（災害切迫）	実況で大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】判断基準超過
紫（危険）	実況または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】判断基準超過
赤（警戒）	実況又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】判断基準超過
黄（注意）	実況又は2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】判断基準超過
無色	2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】判断基準未満



イ 気象警報等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	・北海道防災情報システム ・気象庁HP
大雨警報 (土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂災害警戒情報	気象庁 と 道の 共同発 表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。 ※土砂災害警戒情報の対象は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流であり、地すべりは対象となっていない。	・北海道土砂災害警戒情報システム ・北海道防災情報システム ・気象庁HP
大雨特別警報 (土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という標記で発表される。	・北海道防災情報システム ・気象庁HP
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。	

□町の基準値（令和4年5月26日）

警報名・注意報名	基準	
大雨警報（土砂災害）	土壤雨量指数基準	134
大雨注意報	土壤雨量指数基準	79
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

ウ 異常現象の通報

次の異常現象の通報があった場合には、状況を勘案し、避難指示等の判断を行うものとする。

(ア) 巡視活動から避難の必要性に関する通報があったとき
(イ) 住民等から前兆現象の発生に関する情報の通報があったとき

(4) 避難情報発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

ア 判断基準と対象地域

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合※</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※基準1について 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】の基準から概ねさらに1時間前に達する土壤雨量指標の値を基準として設定している。 ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報】となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合（土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。）</p> <p>※夜間・未明であっても、基準1、2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>〔災害が切迫〕</p> <p>1 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」【警戒レベル5相当情報】となった場合</p> <p>2 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】が発表された場合 ⇒土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」【警戒レベル5相当情報】となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域に発令</p> <p>〔災害発生を確認〕</p> <p>3 土砂災害が発生した場合 ⇒家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
解除基準	<p>避難情報の解除は、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生があるため、気象情報を基に今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とするものとする。</p> <p>一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無等）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求める検討すること。</p>

(5) 助言を求める事のできる機関

機関	助言を求める事のできる事項
函館地方気象台	気象、地象、水象に関する事
渡島総合振興局 函館建設管理部事業室治水課	土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事 北海道土砂災害警戒情報システムに関する事 保有するリアルタイムの情報に関する事
檜山振興局地域創生部地域政策課	災害情報及び被害情報に関する事 避難対策に関する事

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達方法

担当対策部	伝達手段	伝達先
総務総括部 防災対策班	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 視聴者 ラジオ放送 聴取者 緊急速報メール 町内に滞在する携帯電話保持者
	緊急速報メール	住民等
	Yahoo!防災速報アプリ	住民等
	町公式ホームページ	住民等
	町公式LINE	住民等
住民対策部 まちづくり班	広報車	住民等
	電話又はFAX	町内会長等の住民組織
	遠隔吹鳴システム	住民等
	消防広報車	住民等
教育対策部 学校教育班	電話又はFAX	学校
福祉対策部 福祉保健班	電話又はFAX	保育園 要配慮者 要配慮者利用施設

イ 実施項目（括弧書きは担当対策部）

- (ア) 避難広報手段の確保（総務総括部）
- (イ) 檜山広域行政組合江差消防署・江差町消防団と広報の調整（総務総括部）
- (ウ) 広報の分担区域決定（総務総括部）
- (エ) 広報文案作成（総務総括部）
- (オ) 避難対象地域の町内会長への連絡（住民対策部まちづくり班）
- (カ) 避難行動要支援者の支援者への連絡（福祉対策部保健福祉班）
- (キ) 広報の実施（上表のとおり）

ウ 伝達文

避難情報	伝達文
高齢者等避難	<p>こちらは防災江差です。 これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されております。 このため、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方等避難に時間のかかる方は直ちに○○○○へ避難してください。その他の人は、避難の準備をはじめてください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 (繰り返します)</p>
避難指示	<p>こちらは防災江差です。 土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。 繰り返します。 土砂災害が発生する危険が非常に大きになりました。 このため、○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。 直ちに○○○○へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。 (繰り返します)</p>
緊急安全確保	<p>こちらは防災江差です。 すぐにでも土砂災害が発生する非常に危険な状態です。 すぐにでも土砂災害が発生する非常に危険な状態です。 ○○で落石があり、すぐにでも崖崩れが発生する非常に危険な状態です。 ○○で落石があり、すぐにでも崖崩れが発生する非常に危険な状態です。 ○○で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。 ○○で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。 このため、○時○分に○○地区に対して緊急安全確保を出しました。 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。 (繰り返します)</p>

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難場所については、具体的な名称を伝達する。

3 地震編

(1) 対象とする地震による被害

- ア 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まった場合
- イ 地震による家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難な場合
- ウ 地震による道路の被災によって、その地域が孤立する可能性がある場合
- エ 余震による被害拡大のおそれがある場合

(2) 対象とする区域（警戒すべき区域）

土砂災害（特別）警戒区域
<input type="checkbox"/> 土砂災害（特別）警戒区域とその隣接区域
その他の場所
<input type="checkbox"/> 大規模火災が発生し被害拡大のおそれがある区域
<input type="checkbox"/> ライフラインが被災している区域
<input type="checkbox"/> 孤立している区域

(3) 避難情報を判断するための情報

次の被災状況を総合的に判断し、避難に関する情報を発令する。

- ア 地震によって大規模火災が発生し被害拡大のおそれがないか
- イ 家屋の倒壊のおそれがないか
- ウ ライフラインの被災によって、その地域に居住することが可能か
- エ 余震による被害拡大のおそれがないか
- オ 土砂災害が発生している地域がないか
- カ 孤立している地域はないか

(4) 避難情報の発令判断基準

避難情報	判断基準	対象地域
避難指示	<input type="checkbox"/> 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき <input type="checkbox"/> 地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき <input type="checkbox"/> 余震による被害拡大のおそれがあるとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する
避難解除	当該地域の被災状況を踏まえ、総合的に判断する	

(5) 助言を求めることができる機関

機関	助言を求めることができる事項
函館地方気象台	地象に関すること
檜山振興局地域創生部地域政策課	災害情報及び被害情報に関すること 避難対策に関すること

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達方法

担当対策部	伝達手段	伝達先	
総務総括部 防災対策班	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 ラジオ放送 緊急速報メール	視聴者 聴取者 町内に滞在する携帯電話保持者
	緊急速報メール	住民等	
	Yahoo!防災速報アプリ	住民等	
	町公式ホームページ	住民等	
	町公式LINE	住民等	
住民対策部 まちづくり班	広報車	住民等	
	電話又はFAX	町内会長等の住民組織	
	遠隔吹鳴システム	住民等	
	消防広報車	住民等	
教育対策部 学校教育班	電話又はFAX	学校	
福祉対策部 福祉保健班	電話又はFAX	保育園 要配慮者 要配慮者利用施設	

イ 実施項目（括弧書きは担当対策部）

(ア) 避難広報手段の確保（総務総括部）
 (イ) 檜山広域行政組合江差消防署・江差町消防団と広報の調整（総務総括部）
 (ウ) 広報の分担区域決定（総務総括部）
 (エ) 広報文案作成（総務総括部）
 (オ) 避難対象地域の町内会長への連絡（住民対策部まちづくり班）
 (カ) 避難行動要支援者の支援者への連絡（福祉対策部福祉保健班）
 (キ) 広報の実施（上表のとおり）

ウ 伝達文

避難情報	伝達文
避難広報	こちらは防災江差です。 先ほど、発生した地震により、家屋の倒壊のおそれがある場合、電気、水道が使えない場合、〇〇〇〇へ避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 (繰り返します)
避難指示	こちらは防災江差です。 先ほど、発生した地震により、〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。繰り返します。〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。 このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 (繰り返します)

※避難情報を伝達する場合の注意事項

- ・下線表示部分については、避難情報を出すに至った状況を伝達する。
- ・避難場所については、具体的な名称を伝達する。

4 津波編

(1) 対象とする地震による被害

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
 イ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

(2) 対象とする区域（警戒すべき区域）

防災ハザードマップに示された津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(3) 避難情報を判断するための情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(4) 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に判断し、避難情報を発令する。

避難情報	判断基準	対象地域
避難指示	□大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	□津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
	□津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
	□停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない 1～3 に該当する区域

- ※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。
- ※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が 1.5～2.0m であっても、木造家屋の倒壊・流失が約 3 割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。
- ※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

(5) 助言を求めるこことのできる機関

機関	助言を求めるこことのできる事項
函館地方気象台	地象に関するここと
檜山振興局地域創生部地域政策課	災害情報及び被害情報に関するここと 避難対策に関するここと

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達方法

担当対策部	伝達手段	伝達先
総務総括部 防災対策班	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送 ラジオ放送 緊急速報メール
	緊急速報メール	住民等
	Yahoo!防災速報アプリ	住民等
	町公式ホームページ	住民等
	町公式LINE	住民等
	広報車	住民等
住民対策部 まちづくり班	電話又はFAX	町内会長等の住民組織
	遠隔吹鳴システム	住民等
檜山広域行政組合江差消防署 江差町消防団	消防広報車	住民等
	電話又はFAX	学校
教育対策部 学校教育班	電話又はFAX	保育園 要配慮者 要配慮者利用施設
福祉対策部 福祉保健班	電話又はFAX	

イ 実施項目（括弧書きは担当対策部）

- (ア) 避難広報手段の確保（総務総括部）
- (イ) 檜山広域行政組合江差消防署・江差町消防団と広報の調整（総務総括部）
- (ウ) 広報の分担区域決定（総務総括部）
- (エ) 広報文案作成（総務総括部）
- (オ) 避難対象地域の町内会長への連絡（住民対策部まちづくり班）
- (カ) 避難行動要支援者の支援者への連絡（福祉対策部福祉保健班）
- (キ) 広報の実施（上表のとおり）

ウ 伝達文

避難情報	伝達文
避難指示	<p>【大津波警報、津波警報が発表された場合】 こちらは防災江差です。 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。 直ちに○○○○へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 こちらは防災江差です。 強い揺れの地震がありました。津波が発生する可能性があるため、○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。 直ちに○○○○へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 (繰り返します)</p> <p>【津波注意報が発表された場合】 津波注意報が発表されたため、○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。 海の中や海岸付近は危険です。 直ちに○○○○へ避難してください。できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>

資料 7-4 江差町要支援者登録制度実施要綱

○江差町要支援者登録制度実施要綱

平成 24 年 9 月 28 日

告示第 47 号

改正 平成 29 年 3 月 29 日告示第 30 号

平成 30 年 9 月 28 日告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に実施する災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる要支援者名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第 2 条 この要綱は、江差町地域防災計画に位置付けるものとする。

(要配慮者)

第 3 条 この要綱において、法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者とは、江差町に居住する者のうち次の各号のいずれかに該当する者（施設等に入所している者を除く。）とする。

- (1) 65 歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級から 3 級までに該当する者
- (4) 療育手帳制度（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 母子健康手帳の交付を受けている妊婦及び出産後 1 か月までの産婦
- (7) 未就学の乳幼児
- (8) 前各号には該当しないが、その他特に配慮を要すると認められる者

(要支援者)

第4条 この要綱において、法第49条の10に規定する要支援者とは、前条に規定する要配慮者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、家族等の支援により避難等に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から5までの認定を受けている者
- (2) 前条第1項第3号に該当する者で、視覚障害者及び下肢障害者若しくは体幹障害を主たる障害とする総合級が1級から2級までの者又は上肢障害及び内部障害若しくは聴覚障害を主たる障害とする総合級1級の者
- (3) 前条第1項第4号に該当する者で、療育手帳A判定の交付を受けている者
- (4) 前条第1項第5号に該当する者で、障害の程度が1級の者
- (5) 前条に規定する要配慮者のうち、災害時等の支援を希望する者で、町長が必要と認める者

(情報収集)

第5条 町長は、法第49条の10第4項の規定により、要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、町が保有する場合はその情報を利用し、北海道が保有する場合は北海道に対し情報の提供を求めるものとする。

2 町長は、要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(要支援者名簿)

第6条 町長は、前条の規定により収集した要支援者の情報を基に法第49条の10第1項に規定する要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成し、必要に応じて更新作業を行うこととする。

2 前項の規定により作成又は更新された要支援者名簿は、法第49条の11第1項の規定により高齢あんしん課（地域包括支援センター含む。）及び町民福祉課並びに総務課において利用することができるものとする。

(同意確認)

第7条 町長は、要支援者に対して制度の趣旨及び支援等関係者への名簿情報提供について、要支援者名簿登録同意書（別記様式第1号）により同意確認を行うものとする。この場合、重度の認知症等により本人の意思確認が困難なときは、親権者や法定代理人等から

の同意をもつて、本人同意に代替する。

(要支援者名簿の保管等)

第8条 第6条の規定により作成された要支援者名簿の原本は町長が保管し、次の各号に掲げる避難支援等関係者が、それぞれ必要とする範囲の副本を保管する。ただし、法第49条の11第2項の規定に基づく要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供することについて、前条に基づく同意が得られない場合は、この限りでない。

- (1) 江差消防署（江差町消防団含む。）
- (2) 函館方面本部江差警察署
- (3) 江差町民生委員児童委員協議会
- (4) 江差町社会福祉協議会
- (5) 江差町自主防災組織
- (6) 町内会長又は自治会長
- (7) その他、町長が必要と認めた機関及び組織等

(受領書の提出)

第9条 前条に規定する避難支援等関係者が要支援者名簿の副本を受領したときは、要支援者名簿受領書（別記様式第2号）を町長へ提出しなければならない。

(避難支援等関係者における支援等)

第10条 避難支援等関係者は、要支援者等に対して、要支援者名簿を活用して次に掲げる支援等を行うこととする。

- (1) 要支援者（要配慮者等含む。）把握及び調査
- (2) 前号の把握等を容易にするために日常生活において行う声掛け及び相談等

2 要支援者と同様に避難支援等関係者又はその家族等が被災する可能性があることに鑑み、災害時等における避難誘導及び救出活動並びに安否確認等は、避難支援等関係者に義務を課すものと解釈してはならない。

(個人情報の保護)

第11条 避難支援等関係者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に規定する以外の目的で個人情報を利用してはならない。
- (2) 正当な理由なく、知り得た情報を漏らしてはならない。また、支援をする役を退いた後も同様とする。
- (3) 紙又はデータ等により名簿等の提供を受けた場合は、紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければ

ならない。

(4) 提供を受けた名簿等は、複製及び複写してはならない。ただし、支援を行う上で必要であると町長が認める場合は、この限りでない。

2 避難支援等関係者は、紙又はデータ等により提供を受けた名簿等を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、避難支援等関係者に対して、名簿等の保護に関し、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

4 町長は、避難支援等関係者が紙又はデータ等により提供した名簿等を保護し難いと判断した場合は、当該要支援者情報等を返還させることができる。

(登録事項の変更)

第12条 町長及び避難支援等関係者は、要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、いずれかの名簿等にその旨を記載するとともに、相互に連絡するものとする。

(登録の取消し)

第13条 町長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は登録を取り消すとともに、避難支援等関係者にその旨を連絡するものとする。

- (1) 辞退する旨の報告があつたとき。
- (2) 医療機関及び施設等に長期にわたり入院及び入所等したとき。
- (3) 町外に転出したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 第4条の要件に該当しなくなつたと認めたとき。

(登録の推進)

第14条 町長は、要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。

2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(庶務)

第15条 要支援者（要配慮者等含む。）登録に関する事務は、高齢あんしん課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第30号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第51号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

要支援者名簿登録同意書

ふりがな		生年月日	年 月 日		
氏名		性別		年齢	歳
住所 (居所)					
支援等を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている → 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳を所持している → 障害名() <input type="checkbox"/> その他() 特記事項				
電話番号		携帯番号			
備考					

この同意書は、あらかじめ避難支援等関係者（江差消防署、江差町消防団、江差警察署、江差町民生委員児童委員、江差町社会福祉協議会、江差町自主防災組織、町内会・自治会の避難支援等の実施に携わる関係者）に情報が提供され、日頃の見守り活動や災害時等に避難の支援や安否確認等が円滑にできるようにするためのものです。

なお、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難を支援する方は法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難支援等関係者に上記内容（氏名、生年月日、性別、年齢、住所、避難支援等を必要とする事由、電話（携帯）番号）を提供することに、

同意します 同意しません
(理由)

江差町長 様

年 月 日

氏名 _____ 印

(自署による場合、押印は必要ありません)

代理人署名 _____ (続柄)

※本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理人の署名・続柄が必要となります。

※同意の意思について、変更の申出がない限り継続となります。

別記様式第2号(第9条関係)

要支援者名簿受領書

年 月 日

江差町長 様

避難支援等関係者
住 所

氏 名 _____ 印
区 分 ()

江差町要支援者名簿を受領いたしました。

提供を受けた個人情報は、災害対策基本法及び江差町要支援者登録制度実施要綱の規定に基づき、名簿等の個人情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理及び災害時等の避難支援活動以外の目的に使用しないことを順守いたします。

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第9条関係）

資料7-5 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したものの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時 現 在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 担 当 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲 料 水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設 置
		(名称) (設置日時)	月 日 時 分	設 置
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被 害 棟 数	被 災 世 帯
				被 災 人 員
救 助 実 施 内 容				

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
	(4)自衛隊派遣要請の状況				
(5)その他措置の状況					
(6)応急対策出動人員	(7)出動人員		(8)主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
	計	名			
その他	(今後の見通し等)				

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

				月 日 時現在			
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因			
災害発生場所							
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名	
	職・氏名					職・氏名	
	発信日時		月 日 時 分			受信日時	
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	
①人 的 被 害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	道工事	河川箇所	
	行方不明	人				海岸箇所	
	重傷	人				砂防設備箇所	
	軽傷	人				地すべり箇所	
	計	人				急傾斜地箇所	
②住 家 被 害	全 壊		棟	⑤土木被害		道路箇所	
			世帯			橋梁箇所	
			人			小計箇所	
	半 壊		棟			市町村河川箇所	
			世帯			道路箇所	
			人			橋梁箇所	
	一部破損		棟			小計箇所	
			世帯			港湾箇所	
			人			漁港箇所	
	床上浸水		棟			下水道箇所	
			世帯			公園箇所	
			人			崖くずれ箇所	
	床下浸水		棟			計箇所	
			世帯				
			人				
	計		棟				
			世帯				
			人				
③非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟	⑥水産被害	漁船	沈没流出隻	
		その他	棟			破損隻	
	半壊	公共建物	棟			計隻	
		その他	棟			漁港施設箇所	
	計	公共建物	棟			共同利用施設箇所	
		その他	棟			その他施設箇所	
④農 業 被 害	農地	田	流出・埋没等	⑦林業被害	道有林	漁具（網）件	
			ha			水産製品件	
		畑	浸冠水			その他件	
			ha			計件	
	農作物	田	流出・埋没等		一般民有林	林地箇所	
			浸冠水			治山施設箇所	
		畑	ha			林道箇所	
			ha			林産物箇所	
	農業用施設		箇所			その他箇所	
	共同利用施設		箇所			小計箇所	
	営農施設		箇所				
	畜産被害		箇所				
	その他		箇所				
	計						

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害 ⑫社会福祉施設等被害 ⑬その他	社会教育施設被害	箇所	
	病院	箇所			社会	箇所	
	個人	箇所			福祉	箇所	
	清掃施設	箇所			施設等被害	箇所	
	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所	
	し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所	
	火葬場	箇所			鉄道施設	箇所	
計	箇所		被害船舶	隻			
⑨商工被	商業	件		空港	箇所		
	工業	件		水道	戸	—	
	その他	件		電話	回線	—	
	計	件		電気	戸	—	
⑩公立文教施設	小学校	箇所		ガス	戸	—	
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所		
	高校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—	
	計	箇所		被害総額			
	公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件	
り災世帯数	世帯			危険物	件		
り災者数	人			その他	件		
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料(※別葉で報告)							
<input type="radio"/> 災害発生場所 <input type="radio"/> 災害発生年月日 <input type="radio"/> 災害の種類概況 <input type="radio"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱注意 <input type="radio"/> 応急対策の状況							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名										
総合振興局又は振興局										
項目			件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道工事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
	計	人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊		棟			⑤土木被害	道路	箇所		
			世帯				橋梁	箇所		
			人				小計	箇所		
	半壊		棟				市町村	河川	箇所	
			世帯				道路	箇所		
			人				橋梁	箇所		
	一部破損		棟				小計	箇所		
			世帯				港湾	箇所		
			人				漁港	箇所		
③非住家被害	床上浸水		棟				下水道	箇所		
			世帯				公園	箇所		
			人				崖くずれ	箇所		
	床下浸水		棟				計	箇所		
			世帯			⑥水産被害	沈没流出	隻		
			人				破損	隻		
	計		棟				計	隻		
			世帯				漁港施設	箇所		
			人				共同利用施設	箇所		
④農業被害	農地	公共建物	棟				その他施設	箇所		
		その他	棟				漁具(網)	件		
		公共建物	棟				水産製品	件		
		その他	棟				その他	件		
	農作物	公共建物	棟				計			
		その他	棟			⑦林業被害	林地	箇所		
		田	流出・埋没等	ha			治山施設	箇所		
		畠	浸冠水	ha			林道	箇所		
	農業用施設	田	流出・埋没等	ha			林産物	箇所		
		畠	浸冠水	ha			その他	箇所		
		共同利用施設	箇所				小計	箇所		
		営農施設	箇所			一般民有林	林地	箇所		
	畜産被害	箇所					治山施設	箇所		
	その他	箇所					林道	箇所		
	計						林産物	箇所		
							その他	箇所		

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)																
(8)衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所																			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所																		
	個人	箇所				法人	箇所																		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所																		
	し尿処理	箇所			(13)その他	鉄道不通	箇所																		
	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所																		
	計	箇所				被害船舶	隻																		
(9)商工被害	商業	件				空港	箇所																		
	工業	件				水道	戸		—																
	その他	件				電話	回線		—																
	計	件				電気	戸		—																
(10)公立文教施設	小学校	箇所				ガス	戸		—																
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所																		
	高校	箇所				都市施設	箇所																		
	その他文教施設	箇所				計		—																	
	計	箇所			被害総額																				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件																		
り災世帯数			世帯			危険物	件																		
り災者数			人			その他	件																		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数				人																
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)																								
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時																	
災害救助法適用市町村名																									
補足資料(※別葉で報告)																									
○災害発生場所																									
○災害発生年月日																									
○災害の種類概況																									
○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意																									
○応急対策の状況																									
・避難場所の勧告・指示の状況																									
・避難所の設置状況																									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況																									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況																									
・自衛隊の派遣要請、出動状況																									
・災害ボランティアの活動状況ほか																									

別表4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
⑤ 土木被害	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	港湾	<p>港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	漁港	<p>漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑥ 水産被害	下水道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	公園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁船	<p>動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。</p> <p>(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。</p> <p>(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。</p>
	漁港施設	<p>外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	共同利用施設	<p>水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
⑦ その他	その他施設	<p>上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	漁具（網）	<p>定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	水産製品	<p>加工品、その他の製品をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>

被害区分		判定基準
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（学年関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

〔協定〕

資料8-1 防災協定の締結状況

(令和5年2月7日現在)

区分	団体名	連絡先	協定内容	締結日
公共団体等	北海道及び道内全市町村	檜山振興局 (地域創生部地域政策課) (電話 52-6470)	災害対策基本法 第67・68条	平成9年11月5日
	大磯町(神奈川県)	総務課 防災対策室 (電話 0463-61-4100)	災害対策基本法 第67条	平成9年5月24日
	北海道開発局	函館開発建設部 (電話 0138-42-8170)	災害対策基本法 第74条の3	平成22年5月31日
	北海道及び北海道財務局、 北海道市長会、北海道町村会 (北海道町村会に委任)	北海道町村会政務部主幹 (電話 011-241-7182)	災害対策基本法 第74条の3	平成26年3月28日
	陸上自衛隊第11旅団 第28普通科連隊 及び上ノ国町、厚沢部町、乙部町	函館駐屯地 第28普通科連隊 (電話 0138-51-9171)	平素、初動、災害応急 対策における連携	平成26年9月16日
	北海道及び北海道市長会、 北海道町村会		災害対策基本法 第67・68条	平成27年3月31日
	珠洲市(石川県)	危機管理室 (電話 0768-82-7725)	災害対策基本法 第67条	平成30年10月4日
	北海道立江差病院	総務課 (電話 0139-52-0036)	災害拠点病院指定要 件(災害時水確保) 江差町→道立江差病 院水優先供給	令和3年2月26日
	檜山広域行政組合 江差町教育委員会 (一財)開陽丸青少年センター		水難救助活動におけ る協力協定	令和4年4月1日
民間	江差建設協会	会長(田畠建設社長) (電話 52-0856/会社)	警戒区域巡視・簡易 応急対策	平成10年7月28日
	江差旅館組合	会長(ホテルニューえさし社長) (電話 52-3311/ホテル)	一時避難場所・物資 集積場所等	平成10年7月28日
	郵便局(株) 江差郵便局	江差郵便局長 (電話 52-1800)	広報活動・避難場所 等	平成10年7月28日 新協定へ
	(社)北海道エルピーガス協会 道南支部	協会道南支部事務局 (電話 0138-51-3320)	エルピーガスの供給	平成22年7月9日
	北海道コカ・コーラボトリング(株)	江差販売課 (電話 52-1355)	電光掲示板による情 報提供 災害対応型自動販売 機内在庫飲料の無償 提供	平成21年10月14日
	(一財)北海道電気保安協会	江差出張所 (電話 52-2699)	公共施設の電力復旧 工事、応急対策等	平成23年10月19日
	サントリーフーズ(株)	北海道支社 企画部業務課長 (電話 011-746-3701)	災害対応型自動販売 機内在庫飲料の無償 提供 備蓄用飲料水(2L ×120本) 期限毎更新	平成23年11月29日
	(株)三光電気商会	代表取締役 吉田守廣 (電話 52-0136)	警戒巡視、応急対策、 情報提供、防災対策	平成23年12月1日
	日糧製パン(株) (北海道とで協定)	北海道 危機対策局危機対策課 危機調整G (電話 011-204-5014)	物資の供給並びに調 達支援等 (道経由協力要請)	平成24年3月27日

区分	団体名	連絡先	協定内容	締結日
民間	(株) トヨタレンタリース函館 (北海道と道内会社間で協定)	北海道 危機対策局危機対策課 危機調整G (電話 011-204-5014)	車両提供の協力 (道経由協力要請)	平成24年3月27日
	阿弥陀寺、大円寺、観音寺、 正覚院、西別院、東別院、 高岡葬祭、法華寺		避難所及び避難場所、遺体安置所施設利用	平成25年3月25日
	(一社) 函館地区トラック協会	業務担当 松本 強 (電話 0138-49-1777)	生活必需品、資機材等の輸送等	平成26年12月24日
	函館地方石油業協同組合 (三洋石油商会、前側石油江差支店)	事務局長 伊藤清隆	緊急車両や避難所、医療施設等の優先給油、施設開放等	平成27年5月1日
	(株) セブン・イレブン・ジャパン	函館地区ディストリクトマネジャー (電話 011-231-0027)	食料品、飲料、日用品、その他物資	平成28年12月1日
	(福) 恵愛会 【施設:特別養護老人ホームえさし荘】	(電話 0138-23-4426)	福祉避難所	平成29年7月1日
	日本郵便株式会社北海道支社	江差郵便局 (電話 0139-54-2255)	緊急車両の提供、避難先リスト情報共有、郵便ネットワーク広報活動 郵便料免除、郵便物収集交付、ゆうちょ・かんぽ非常取り扱い	平成30年6月1日
	サツドラホールディングス(株)		生活物資等の供給	令和2年3月27日
	(福) あすなろ福祉会	法人本部 (電話 0139-52-5577)	避難所及び避難場所	令和3年6月25日
	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	北電ネットワーク株式会社 函館支店 (電話 0138-22-2511)	大規模災害時相互協力 (情報員派遣、停電復旧作業協力)	令和3年12月22日
民間	東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道南支店	北海道南支店 (電話 0138-86-5558)	大規模災害時相互協力 (情報員派遣、停電復旧作業協力)	令和4年4月22日
	ヤフー(株)	SR推進統括本部 災害支援室 03-6898-3912(ダイヤルイン)	ヤフーサーバー上での町HPキャッシュサイト表示 ヤフーアプリでの町単独情報発信	令和4年7月5日
	ヤマト運輸(株)	函館主管支店	災害対策 (物資郵送等)	令和4年7月12日
民間	北清えさし(株)	本社事務所 (電話 0139-52-6100)	災害廃棄物処理	令和5年2月16日

〔様式〕

(整理番号)

資料9-1 様式「罹災証明」

罹 災 証 明 書

世帯主住所	北海道檜山郡江差町字		
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
			歳
			歳
			歳

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	北海道檜山郡江差町字					
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
災害種別						

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

江差町長 照井 誉之介 ㊞

資料9-2 様式「世帯構成員別被害状況」

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日

世帯構成別 被害別	1 人 世 帶	2 人 世 帶	3 人 世 帶	4 人 世 帶	5 人 世 帶	6 人 世 帶	7 人 世 帶	8 人 世 帶	9 人 世 帶	1 0 人 以 上 世 帶	計	小 学 生	中 学 生
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上浸水													

資料9-3 様式「物資購入（配分）計画表」

物資購入（配分）計画表

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

資料9-4 様式「物資受払簿」

物資受払簿

品 目					
年月日	摘要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

資料9-5 様式「物資給与及び受領簿」

物資給与及び受領簿			
住家被害程度区分		給与の基礎となった 世帯構成員	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所

世帯 氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備考	給与年月日	品 名	数 量	備 考